

Title	文政期芸備16郡における「商品」生産と流通：近世鉄山業史研究への一視角
Sub Title	Production and sale for the 'market' in sixteen counties of Aki and Bingo Province in the Kasei period〔1804-1829〕：an approach to the study of the iron industry in Tokugawa Japan
Author	大貫, 朝義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.12 (1974. 12) ,p.1197(35)- 1239(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19741201-0035
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19741201-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の基礎となっている旧反別の水田・畑のほぼ2倍に増加しており、極めて高い改め出しの割合であったというべきであろう。この高い割合からみても土地私有権の確定のための農民の手による地押丈量は、反別を少なめに申告することがあったとしても、南真志野ではかなり正確に行われたものとみられるのである。

6月27日地引帳を県へ提出したことは地租改正作業上、村方での一区切りとなる。そこで早速地券入用割を始めているが、7月5日に県の地券掛り黒田直方が上諏訪に来て村々の副戸長、地券手伝人を呼び集め、「村々ニテ上ケ候御帳面御持参ニテ一筆之地所三枚四枚ニ分ケ候分ヲ合セ其外実価等もひく」いので改めて10日までに差出すよう仰付けている。そこでこの件を組々に伝え、7日には組々で寄合がもたれ、8日に直すことには異存がないという申出を受け、9日から調べ直しを始めている。そして改め帳を提出したのは結局10月4日であり、ここで第二過程は一応終了するとともに、第三過程の地租改正の完了の基礎作業が終了したものとみられるのである。

(経済学部教授)

文政期芸備16郡における「商品」生産と流通*

—近世鉄山業史研究への一視角—

大 貫 朝 義

「当郡(奴可郡)気候他郡に比すれば、もとより寒地にして、北境の村は更に甚し。民俗淳朴にして、産業は北は鉄炉、南は鍛冶を大なりとす、鉄を駄送し炭を焼く者多し。凡当郡は、山村寒郷、稼穡のみにては給らず。古は鉄業盛んにして利沢多ありしが、今は鉄価賤しく、その業やや衰へて、民の生理乏し」

「当郡(恵蘇郡)の気候は、南北小異あれども却て寒多く五穀生立かたし。わきて高の山、諸村は雪甚深く平年凡一丈に及ぶ。麦類作るべからず。茶楮竹柿の類、一切生ひず。民俗は朴剛にして神を尚び、業は農を専として別産なし。但地により、農余に鉄炭炭焼の業をなすもの少からず」

「当郡(三次郡)、気候南北少しく異なりといへども、大率地高く気寒く、霜雪早く降りて、二月に至り始て消ゆる。春分に至らざれば、梅花を開かず。其地麻に宜しく、稲麦によからず。麦苗は、多く雪におされて豊熟せず。故に民産太薄し。郡内所々鉄を採りて生理を資け、或は川舟運輸の利あり。三次町は古府下の風遺りて、其俗野ならず。五日市、内町などいへるには商賈工匠店肆を烈ね、北境の一劇市なり**」。

- I. 問題の所在
- II. 文政初年芸備16郡における「商品」生産と「市聚」の分布
- III. 文政期広島藩の殖産興業政策と備北鉄山業地帯の特質

I. 問題の所在

曾て筆者は、中国地方を中心とする近世鉄山業の研究史の検討を通して、近世初頭にはその採鉄・製鉄両部門が技術・規模・形態上の一般的な変化・発展を遂げ、特にその基幹＝製鉄(鍛、大鍛治)部門における「野鋸」(三日鋸)から「永代鋸」への一般的な移行、一層の普及が、稼行形態の

* 本稿は、本来「近世鉄山業の研究動向と展望」(≡)のVI、結びの主要部分として予定していたものであり、内容的にはその位置を占めるものであるが、別稿として掲載する。本稿のII及びIIIの原形は1971~72年に成稿したものであり、今回の掲載にあたって大幅に加筆され、書き改められているが、有益な批判を寄せられた学友諸君に記して感謝したい。

** 復刻『芸藩通志』第三巻(復刻『芸藩通志』刊行会、1963)225, 378, 473頁。奴可・恵蘇・三次の備北三郡は、近世における最大の藩営鉄山業地帯を形成していた。

変化、生産の組織化・協業化・大規模化をもたらしたこと、更に近世中期以降、その生産構造においても、産鉄市場構造においても、それぞれ顕著な構造類型的变化がみられたが、小生産者的発展が抑止され、また生産構造においては、資本—労働関係—労働力編成、及び生産基盤に旧い人格的支配関係が持続する一方、藩権力の村落支配—収取体系—村落共同体に依拠し、これを維持・利用しようとする志向がなお存続したこと、また市場構造においては、近世初期に成立した大坂を中心とする求心的な幕藩制的市場構造が相当程度に動揺をみせつつも、なお崩れ切ることなく原理として残存し、またかなりの比重を有していたことを、それぞれ指摘しておいた。⁽¹⁾このような方向と特質をもつ独得の変化に関しては、たとえば、「段階論の本質としてはアジア的なものを依然として存続せしめながら、しかも同時に、或る種の独自の方向への、しかもかなり高度な発展」が行われ、乃至は「段階的發展の動きをもちろんその底に秘めながらも、さまざまな歴史的・地理的な諸条件に制約されて、それぞれに独自の、特殊な方向をめざしての発展(ヴェーバー風にいえば、合理化)」という形をとる場合がありうるという、大塚久雄氏の指摘を想起することができよう。⁽²⁾

ところで、T. C. スミス教授はその近稿において、或る意味で以上の点にかかわりをもつ示唆的な議論を展開されている。⁽³⁾いま、その論旨を極く要約的に述べるならば、以下の通りである。即ち、スミス教授は、19世紀に「工業化」を経験した国が例外なく経過した段階として、工業化直前の一世紀内外における「前近代期の発展」“pre-modern growth”の局面を設定し、日本のそれが18世紀—19世紀中葉に行われたことをまず指摘する。⁽⁴⁾そして、日本の「前近代期の発展」の特質として、外国貿易及び人口増加の欠如、戦争からの隔離という歴史状況のなかで行われたために、相対的な経済的優位性を有しヨリ大きな『自由』を享受した農村を中心として、且つ「都市(城下町)の衰退」“de-urbanization”を伴いつつそれが行われたことを挙げ、更に、それによって社会層関係の変化がもたらされ、また日本の「工業化」が明瞭に特質づけられたことを指摘されている。⁽⁵⁾更にスミス教授は、以上の結果として、当時の後進国日本においては—ガーゼンクロン・モデルとは反対に—この農村(特に、法〔制史〕的には農村であるが、相当数の手工業者・商人を含む、多くの発展しつつある「在郷町」(「在方町場」)“country places”)を中心とする「前近代期の発展」を基盤として、1880年以降、民間主導の近代織物業(=軽工業)の急速な発展が行われたのであり、日本の事例から判断する限り、「工業化」上の(—政府主導型の重工業中心のヨーロッパ後進諸国型の「工業化」に対して、民間主導型の伝統的軽工業中心の日本の「工業化」という—)相違をもたらしたものは、特定の

注(1) 拙稿「近世鉄山業の研究動向と展望」(文)—武井博明「近世製鉄史論」を中心として—(三田学会雑誌66巻4, 10号, 1973)。

(2) 大塚久雄「社会変革とは何か」(岩波講座「哲学」第5巻, 1969, 後、「大塚久雄著作集」第9巻, 1969, 岩波書店) 348, 350頁。

(3) Thomas C. Smith, “Pre-Modern Economic Growth: Japan and the West” (Past and Present 60, 1973)

(4) Ibid., pp. 127~128.

(5) Ibid., pp. 128~156.

歴史状況下で—都市中心の(“urban-centered”)西ヨーロッパの「前近代期の発展」とは対照的に—農村を中心とし(“rural-centered”),都市の衰退という形をとって行われた「前近代期の発展」の特質であり、従って「工業化」の型は経済的後進性の度合によってではなく、「前近代期の発展」が行われる(—日本の場合には、鎖国経済・人口の停滞・戦争からの隔離、これらの長期にわたる稀有な結合という形をとった—)歴史環境に深く根ざした、後進性の特定の(—日本の場合には、都市の衰退という形をとった—)文化的転形 cultural variant という、いわば文化的・制度的要因によって(—これらの要因が、後進性の特定の段階と独特の関連にあることが明らかにされぬ限り—)規定されるのであると結論する。⁽⁶⁾

スミス教授は以上の論旨を更に多岐にわたって展開しているが、ここではただ以下の叙述との関連において、興味深く思われるいくつかの論点にふれるにとどめたい。⁽⁷⁾スミス教授によれば、城下町が衰退したのは、日本の「前近代期の発展」が叙上のような独特の歴史環境のもとで行われたために、諸国廻船が多数の農村小港津に入津して、農村—相対的な経済的優位性を有する—における在方商業・農村工業の発展、及びその中心地としての夥しい数の「在郷町」(「在方町場」)の発展を刺激するという形をとったためであり、周辺農村における雇傭機会が増加するに伴い、人口の自然増加がマイナスの趨勢にあった城下町への年季奉公人が減少して、城下町人口の減少となって現われたのであるという。⁽⁸⁾そしてその場合、スミス教授は37の城下町の事例から経済発展と城下町の人口変化との関連のパターンを二類型に分け、近畿・瀬戸内海地域=経済的最先進地帯では安価・迅速・遠距離の海運の便をもつ港の城下町が—周辺農村の顕著な繁栄とは対照的に—著し

注(6) Ibid., pp. 156~160. スミス教授が、農村を中心とする「前近代期の発展」→「工業化」を日本の「工業化」の特質として指摘する場合、そこには単なる「工業化」以上のものが含意されている。即ち、(1)農村企業家層は、その出目・資本形成において英・仏のそれとは異なった類型をなし、(2)商取引が、契約よりも寧ろ顔馴染 face-to-face のヨリ緊密で信頼しうるネットワークに基づいて行われ、(3)「前工業化期の諸価値」pre-industrial values、とりわけ在米工業における多くの「個人的な私的關係」individual personal relationships—労資関係のあり方・慣行・精神など—が、そのままの形で受け継がれていったこと、などが指摘されている。

(7) 論旨そのものにふれることは本稿の範囲を超えているが、以上の論旨はスミス教授自身の見解の変化を示している。Thomas C. Smith, Political Change and Industrial Development in Japan: Government Enterprise, 1868-1880 (Stanford Univ. Press, 1955) 杉山和雄訳「明治維新と工業発展」(東京大学出版会, 1971), do., The Agrarian Origins of Modern Japan (Stanford Univ. Press, 1959) 大塚久雄監訳「近代日本の農村の起源」(岩波書店, 1970)などを参照。筆者自身には判断し難いが、率直な疑問を述べるならば、日本と西ヨーロッパとを比較する場合の時期・段階について、また—それに関連して—都市の概念規定について、議論の余地があるのではないと思われる。たとえば、杉山和雄訳、前掲書所収の「訳者あとがき」、及び大塚久雄「イギリスにおける近代都市の系譜—都市発生史に関する一問題—」、同「近世経済史における農村工業—とくに西ヨーロッパについて」(いずれも「大塚久雄著作集」第四巻所収、岩波書店, 1969)を参照。「在郷町」そのものに関しても、商品生産・市場構造の観点から、これを1)半特権都市=特権的「在郷町」(法制史的には農村でありながら、多くの場合単なる商業行為の是認以上の経済的特権を付与され、行政上も町屋敷・町役人の公認により所在村方(親村)からの独立性を高めた在郷町)と、2)それ以外の狭義の在郷町(町役人の存否は問わない)とに分ける必要があろう。その場合、半特権都市の人口も近世末にかけて概ね増加しているが、一定度の市場構造の変化と人口変化とが直接的な対応関係にあるとは考えない。後出(注)52を参照。

(8) Thomas C. Smith, op. cit., pp. 130~150. スミス教授は、その意味において「都市の衰退は、(日本の)『前近代期の発展』それ自体の機能であった」と述べている。

く衰退しつつあるのに対し、辺境の経済的後進地域では高価で遅く且つ近距離の陸上運輸の便し⁽⁹⁾もたない内陸の城下町が、停滞乃至は発展しつつあることを明らかにされた。以上のような類型的相違は、幕藩領主支配の構造と経済的な発展段階との重なり合いが、農村商工業の発展に適合的な条件を創り出した地域と然らざる地域との相違であり、藩権力の統一的掌握のもとに置かれた・領主的商品流通の拠点としての城下町・「町方」及び初期「在郷町」(特権商人)を中核とする・近世初期の領国経済の構造、及びその領国経済と「幕藩制の特殊先進地帯」としての畿内(大坂)とを結ぶ幕藩制的分業・市場構造、この両者の存続乃至は弛緩・弱体化の度合に応じて、近世中期→後期における城下町・「町方」,「在郷町」,及び周辺農村地域の経済的な動向(衰退・停滞・発展),その相互関連が決定されたと言ってよいであろう。

注(9) Ibid., p. 136.

(10) 「幕藩制的分業・市場構造」については、たとえば中井信彦「幕藩社会と商品流通」(稿選書11, 1961), 朝尾直弘「十七世紀における産業構造の特質」(日本史研究 56, 1961) 59~70頁, 佐々木潤之介「幕藩権力の基礎構造——『小農』自立と軍役——」(御茶水書房, 1964) 240~274, 390~415頁などを参照。周知のように、藩制確立の指標を何に求めるかについては必ずしも見解の一致をみていないが、それを「作合い否定」, 家族自営的「小農自立・維持」政策による「一職支配」, 幕藩領主による「直接的」・「一元的」支配の確立——知行制的には、在地支配→形骸化された地方知行制→俸禄制への移行——中世的な市場を核とする商品流通を掌握する給人の独立的財政の否定・吸収→幕藩領主権力の強化, 幕藩制的分業・市場構造の形成——とみる場合、この下級領主権の否定・吸収は——スミス教授の指摘される意味においては——村落に対するより大きな自由の付与であり、幕藩体制そのものの崩壊の前提であった。旧来の村落構造, 社会的分業の発展段階と、この幕藩制の確立「のための政策の展開」の度合、及び(下に言う意味での)新たに形成された「支配構造」とのさまざまな組み合わせによって、近世中期以降の各地域における村落構造と「商品」生産・流通の発展方向とは——言うまでもなく、一連の固有の藩政(改革)に規制され、また時期的に変化しつつも——基本的に決定されたと言ってよいであろう。いま、政策的要因を捨象し、近世幕藩制の「支配構造」——村落構造や分業・市場構造に対して構成的に作用し、それに具体的な形を与え方向づける構成的諸条件のひとつとしての、幕藩領主権力の構造——に関する理念的な類型化を試みるならば、そのような試みのひとつとして次のような指標を示すことができる。

1) 大名権力の生成過程

一方の極には、戦国大名の系譜を引き、中世以来の土著的な在地家臣団を編成替えしつつ旧来の領国にとどまって強い在地支配を展開した旧藩家臣大名という類型があり、他方の極には、畿豊政権乃至徳川氏の家臣として出発し、漸次家臣団を付与されつつ大名に取り立てられた典型的な近世大名という類型がある。

2) 幕藩領の所領形態

一方の極には、一門的な大所領をなし一門的な統制が可能な辺境外様諸藩という類型があり、他方の極には、分散中小所領で相互に錯綜した相給人組(「非領国」)形態をとった「幕藩領国」という類型がある。統一的な支配原理、統一的な藩法による統一された一門的な地域の一貫した体系的支配は、所領が錯綜している地域がこれらにおいて相互に異なっている場合と比較するとき、その有する意味は一層明瞭である。事実、「幕藩領国」(「非領国」地域)の内部では、一ヶ村が数人の領主に分割授封されるという事態がしばしばみられた。これに対し辺境外様諸藩でも、その内部では寧ろ在地中小家臣団が一ヶ村を分割授封される場合が常であったが、それが一門的な大所領のなかに包摂されており、統一的な政策体系のもとにおかれているという事情は、大名による所領支配を効果的なものとした。「幕藩領国」における所領の分散・錯綜は、旗本及び御家人領(譜代)大名領の集中的な配置、旗本、徳川一門・譜代大名の創出、及び転封や旗本の地方直しによって、もたらされたものであった。

3) 幕藩領主の支配形態

一方の極には、農民の労働給付を用いた直營地経営を営む・在地中小家臣団を軸とした、さまざまな程度の知行権の付与を伴う地方知行、在地支配という類型があり、他方の極には、家臣の階層の上・下を問わず村落から離れて城下に集住する俸禄制度(蔵前知行)という類型があるが、役職任免に伴う単なる年貢取収の対象としての給知は、後者の最も純化された形態である。こうして現実には、農民に対する給人(在地家臣)の——編成替えされつつも——家長長制的な支配に限りなく近づく類型から、少なくとも形式上ある程度まで合理化され、人格的支配という面で形骸化された支配に限りなく近づく類型に至るまでの、多様な型が存在する。「幕藩領国」における俸禄制への典型的な移行は、一方では権力

さて、スミス教授の概念図のうえでは山陽全域がこの近畿・瀬戸内海地域に含まれ、最も典型的な形で日本の「前近代期の発展」——従って、城下町の衰退と周辺農村の発展——を経験した地域として位置づけられている。事実、従来の研究史は、広島藩芸備16郡においても内陸山村における鉄山業及び製紙業と内海沿岸における製塩業及び綿織物業とを軸として、化政期ともなればマニユファクチュア乃至問屋制家内工業形態をとる「商品」生産が広く農村に展開し、特に内海沿岸地域においては、17世紀末以降発展しつつあった、農民の商品生産・流通の拠点としてのより小規模な在郷町・市町が、城下町・「町方」・特権的「在郷町」(特権商人)の独占的な流通機構を掘り崩しつつ一層の発展

生成過程の特質に基づくとともに、他方では——或る程度まで——この地域における転封の集中と所領の分散・錯綜の帰結であった。

4) 封地をめぐる大名・領主と中央権力との関係

一方の極には、転封(国替)回数それ自体が少なく、且つ比較的初期に集中して行われ、従って初期に所領の確定・固定化、支配の継続性における安定化をみた外様大名領という類型があり、この場合には中央権力との関係も初期に固定化の方向に向かい、且つその所領内では相対的に独自の支配が展開する。他方の極には、転封回数それ自体が多く、且つ中・後期まで平均した密度で、城地を除いた所領部分の変動を伴いつつ——とりわけ政治的目的のために——転封が繰り返され(「行政的転封」・「交換転封」), 領主の土地と農民に対する人格的支配が断ち切れ、土地から遊離した支配とならざるを得なかった「幕藩領国」という類型がある。

以上のような諸事情は、その同じ方向への重なり合いにおいて、次のような「支配構造」上の帰結を生み出しているものと考えられる。

即ち、まず第一に、(a)取立大名及び徳川一門・譜代大名の創出過程で、近世を通じてこれらの出自の大名が集中的に配置され、(b)分散中小所領で相給人組形態をとり、(c)家臣団の城下集住と俸禄制度が典型的に行われ、(d)転封回数も多く且つ後期まで平均した密度で、所領域と存在形態(幕領、旗本領、譜代大名領)を変えつつ転封が繰り返されて、土地と農民に対する人格的支配が脆弱で土地から遊離した支配が形成され、(e)且つ支配機構が——役職に対する給与の支給や職務定期・分掌事項の明確化によって——官僚的に整備された、「幕藩領国」という類型が存在する。天領及び幕臣(旗本・与力)知行所においても地方知行が行われたが、「非在地性蔵米取官俵代官化」(江戸居住)がすすみ、属僚による小規模陣屋体制が特徴的である点において、また大名への知行給付が石高(生産高)であるのに対し、幕臣に対するそれが物成(年貢高)である点において、著しく限定され目化された、擬制的な地方知行であった。これに対して第二に、(a)旧藩大名の出自をもち、(b)一門的な大所領を形成し、(c)上級家臣団を城下に集住する一方、藩権力の直接支配下に在地中小家臣団による地方支配を行い、(d)中央権力に対して分権的な独自性を有し、転封を蒙ることが少なく、且つ蒙った場合にも初期に所領の固定化をみ、(e)土地制度と知行制度の一致という事情のなかで、一門的・持続的・体系的で且つ直接的政治的・経済的統制を行いつつ、「辺境外様諸藩」という類型が存在する。

支配構造が脆弱な「幕藩領国」においては、小農及び都市商業資本に対して相対的に自由な営利チャンスが与えられており、その経済的な発展を領主権力のもとに効果的に統制し組織化しえなかった(安岡氏の指摘される——「大名領国的な権力集中を行いつつ諸条件の総体」としての——「非領国」地域)。これに対して「辺境外様諸藩」においては、(土地)所有の不動化、経済の固定化などが——少なくともその初期において——特徴をなし、貨幣経済の浸透に対しては「藩権力の新たな集中」によって、領主権力による営利チャンスの独占乃至営利の自由の極小化を可能とした。

以上の諸点に関して、小野武夫「郷土制度の研究」(大岡山書店, 1925), 堀江英一「封建社会における資本の存在形態」(日本評論社, 1949), 安岡重明「日本封建経済政策史論——経済統制と幕藩体制——」(有斐閣, 1959), 佐々木潤之助「藩制成立史研究の課題」(歴史学研究 231号, 1959), 安良城盛昭「幕藩体制社会の成立と構造」(御茶水書房, 1959), 速水融「封建領主制確立期における浅野氏」(三田学会雑誌 52—12, 1959), 宮本又次「藩社会の構造と変動」, 柔波田典「薩摩藩の外城制に関する一考察」(以上二篇は、宮本又次編「藩社会の研究」所収, ミネルヴァ書房, 1960), 藤野保「幕藩体制史の研究」(吉川弘文館, 1961), 安岡重明「非領国について」(同志社商学 15—2, 1963), 北島正元「江戸幕府の権力構造」(岩波書店, 1964), 佐々木潤之介「幕藩権力の基礎構造」, 秀村選三「幕末西南辺境型領国に於ける流通構造の特質」(宮本又次編「商品流通の史的的研究」, ミネルヴァ書房, 1967), 伊東多三郎「幕藩体制」(清水弘文堂新社, 1969), 秀村選三編「薩摩藩の基礎構造」(御茶水書房, 1970), 矢守一彦「幕藩社会の地域構造」(大明堂, 1970) 総説 鈴木寿「近世知行制の研究」(日本学術振興会, 1971)などを参照。「幕藩領国」は本来地域概念として設定されているが、安岡氏の「非領国」概念同様、支配構造上の類型概念として捉えることも可能である。

を遂げていったことを明らかにしている。⁽¹¹⁾ またそのことと関連して、この化政期には城下町及び中心的な——特に中継商業の——港町（「町方」・特権的「在郷町」）における廻船業そのものが衰退する一方、周辺浦々（在方港）の廻船業が後背地における農民的商品生産の展開を背景として発展していったことも明らかにされている。⁽¹²⁾ このように近世後期の山陽地方は、畿内及び東海地方とともに「商品」生産・流通——特に農民的商品生産・流通——の隆盛の一極を形成していたが、この山陽地方・広島藩16郡の文政期における「商品」生産・流通及び「市聚」（「町方」・特権的「在郷町」・小規模在郷町及び市町）の分布を俯瞰することによって、鉄山業地域を全体の中に位置づけつつ、近世後期鉄山業地域の分業・市場構造に対し一定の見通しを与えることが、本稿の目的である。その場合、近世を通じて鉄山業が広く行われた芸北・備北の中国山脈脊梁地域と、古代以来の基幹航路として「日本文化の母胎」ともされる瀬戸内海に面し、製塩業及び商業的農業・農村工業（綿織物業）を広く展開した内海沿岸地域との、それぞれの地域を刻印し・特質づけた、地理上の、また社会・経済上の鋭い対照、及び両地域間の⁽¹³⁾関連に注目することによって、この問題に接近していくことにしたい。

II. 文政初年芸備16郡における「商品」生産と「市聚」の分布

さて、⁽¹⁴⁾『芸藩通志』によって、以下、文政初年の芸備16郡における「商品」生産・流通を概観す

注(11) たとえば、畑中誠治「化政期」内海地域における在方商業資本と藩権力」（歴史学研究264号、1962）、同「幕末における藩権力と農村——瀬戸内沿岸農村の商品生産・流通を中心として——」（史学研究84号、1962）、同「危機の深化と諸階層の対応」（歴史学研究会・日本史研究会編「講座日本史」4、幕藩制社会、東京大学出版会、1970）、向井義郎「百姓・町人と大名」（広島県総務部県史編さん室編「広島県の歴史」第10章、1969）、後藤陽一「広島県の歴史」（山川出版社、1972）110～138頁などを参照。

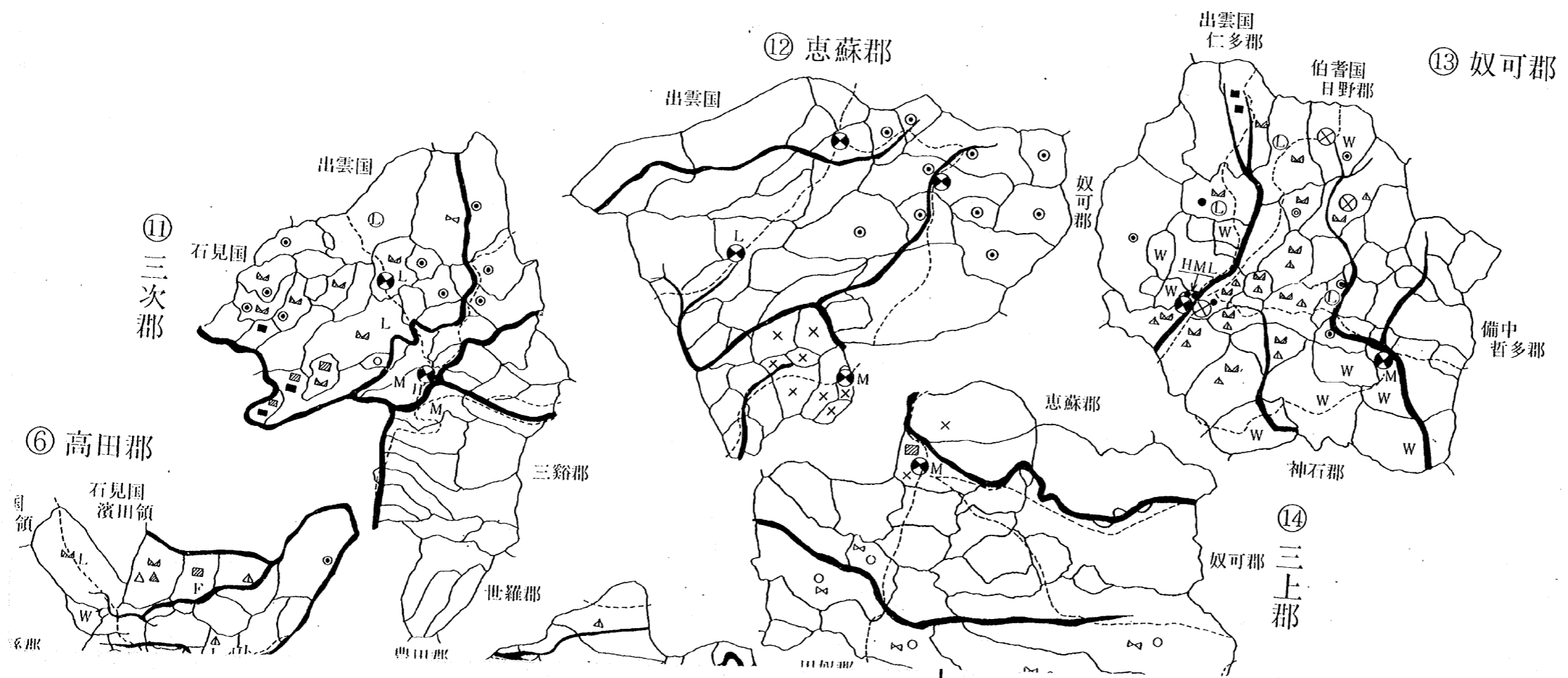
(12) 協坂昭夫「近世港町の商品流通」（芸備地方史研究67号、1967）。なお化政期には、たとえば中継商業の港町御手洗自体においても、御手洗商人ではなくその隣接農村の富農・農民を船持ちとする、大型船の増加・最小型船の急増という変化がみられたという。協坂昭夫「近世交通史の問題点素描」（芸備地方史研究56・57号、1965）。また、化政期以降急速に発展しつつあった在方港でも、発展の主役を担ったのは2反帆以下の最小型船の急増であった。たとえば豊田郡高崎・福田浦では、寛政6（1794）年の2反帆以下14艘：3反帆以上4艘という構成が、文化元（1804）年には各20艘：2艘、天保14（1843）年には31艘：1艘、明治2（1869）年には56艘：4艘という変化をみせ、御手洗の隣接農村である同郡大長・沖友浦では、寛政4（1792）年の2反帆以下47艘：3反帆以上15艘という構成が、文化3（1806）年には各54艘：9艘、文政12（1829）年には76艘：17艘へと変化している。一色征忠「近世倉橋島造船業の展開と船大工職人」（芸備地方史研究77号、1969）12頁。なお、後出（注）18を参照。

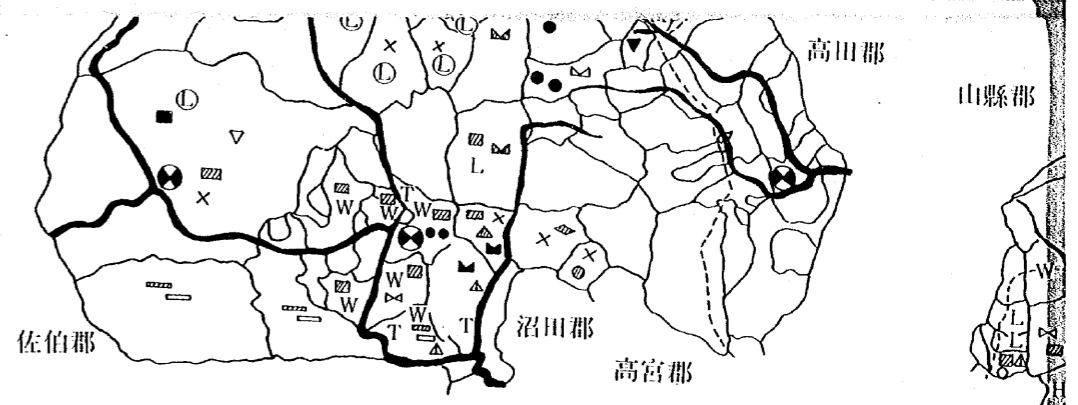
(13) 向井義郎「近世における鉄山経営の形態——芸州佐々木家の鉄山業を中心として——」（史学研究59号、1955）、同「中国山脈の鉄」（地方史研究協議会編「日本産業史大系」7、中国四国地方編、東京大学出版会、1960）、魚澄惣五郎「研究課題としての瀬戸内海地域」（同編「瀬戸内海地域の社会史的研究」所収、柳原書店、1952）、河合正治「瀬戸内海の歴史」（至文堂、1967）などは、こうした差異を生き生きと描き出している。なお、「市聚」及び「町」の概念については、後出（注）52及び66を参照。

(14) 『芸藩通志』は、文政元（1818）年藩によって各村に「国郡志御用＝付下志良遍（下調）書出帳」の作成が命ぜられ、それをもとに文政8（1825）年にかけて頼杏坪らによって編纂された。明治40年から大正4年にかけて5分冊として刊行され、昭和42年にその復刻版が出されているが（『芸藩通志』刊行会、『芸藩通志』（復刻版）第一～五巻）、以下においては昭和38年の復刻版（復刻「芸藩通志」刊行会、『芸藩通志』第一～三巻）を用いる。頼杏坪（1709～1834）は、製塩業者＝有力商人層を担い手とする崎門派の学門が発達した竹原下市出自の朱子学者であり、頼山陽の叔父にあたる。化政期には備北の代官などを務めているが、詳細についてはたとえば、頼祺一「朱子学者の政治思想とその実践」（上）（下）——

第一図
文政初年 芸備16郡における産業分布図(1)

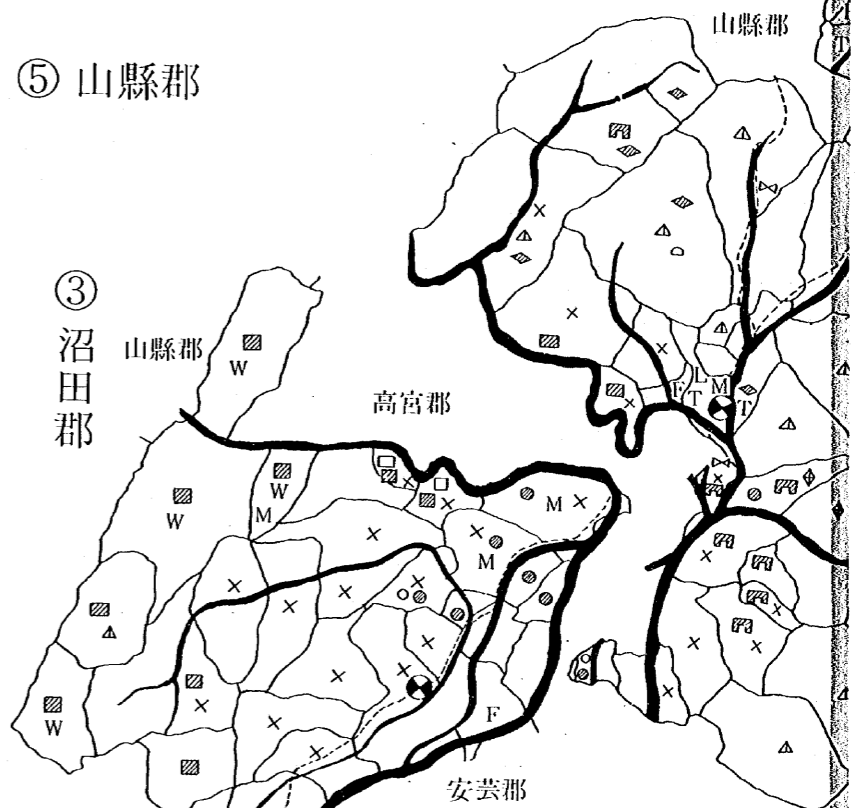






⑤ 山縣郡

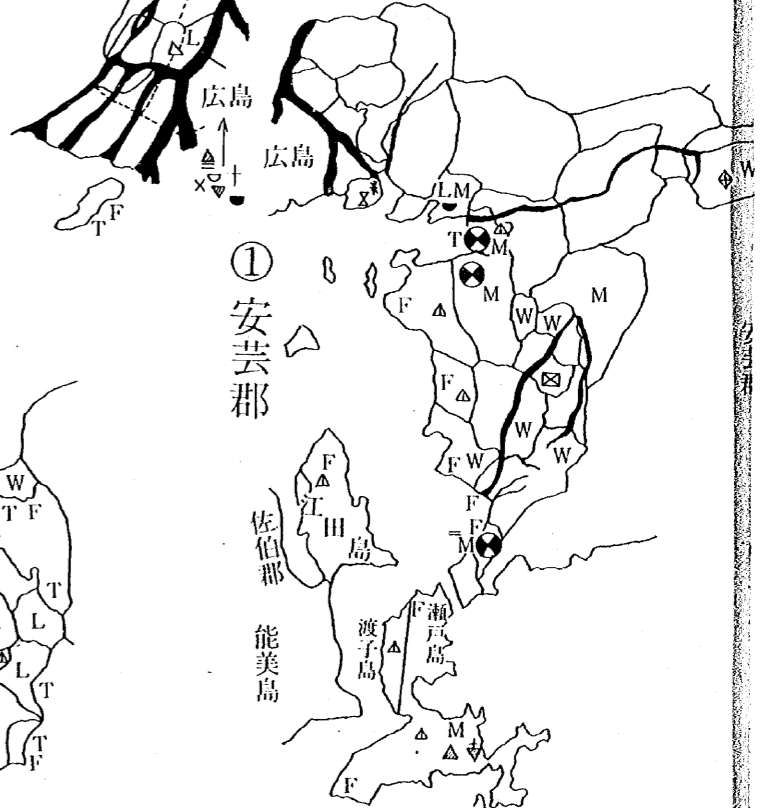
③ 沼田郡

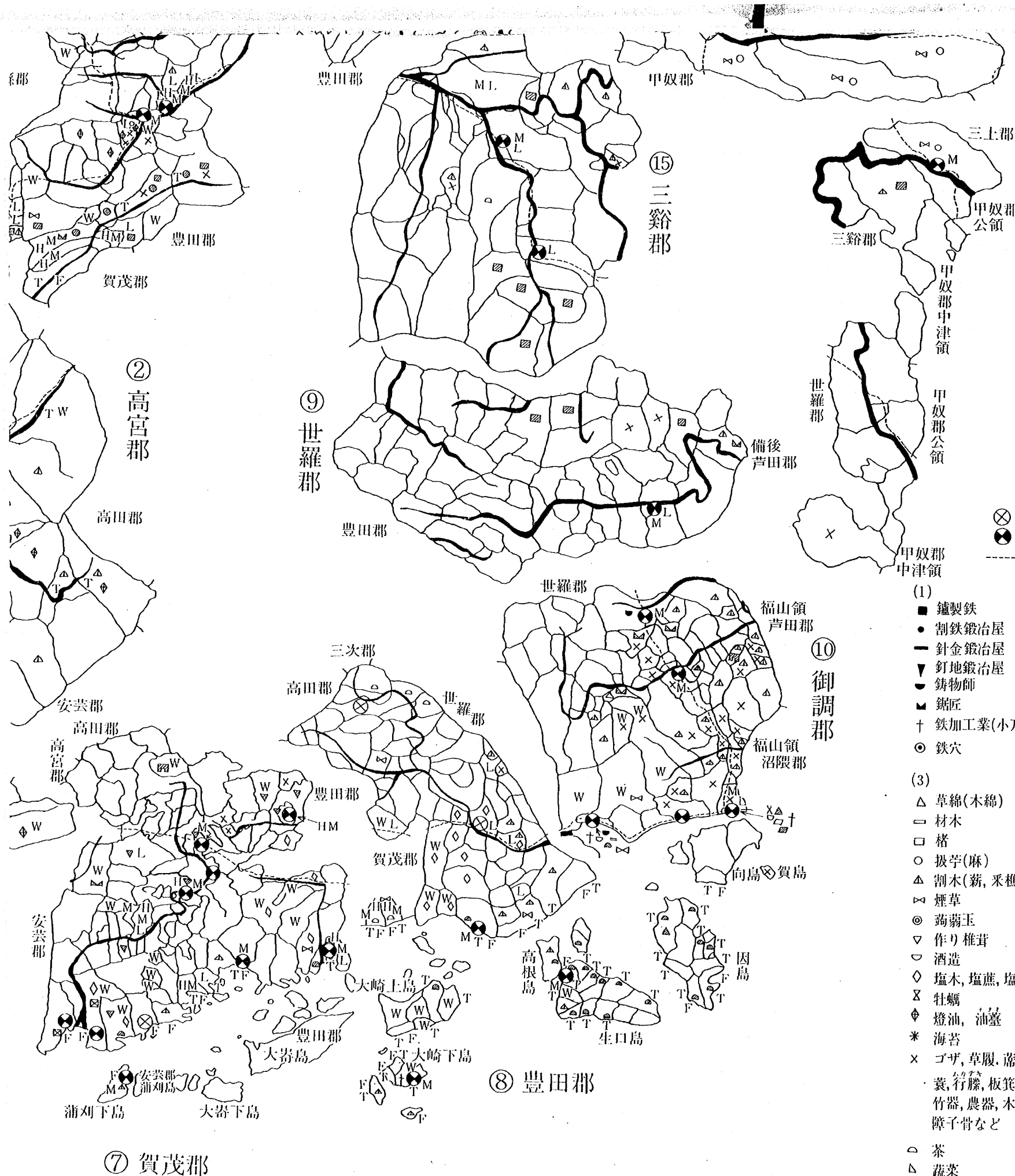


④ 佐伯郡



① 安芸郡





⑯ 甲奴郡

⊗ 小市
 ⊙ 市聚をなすもの
 - - - 主要街道

- (1)
- 鑪製鉄
 - 割鉄鍛冶屋
 - 針金鍛冶屋
 - ▼ 釘地鍛冶屋
 - ▲ 鋳物師
 - ▲ 鋳匠
 - +
 - ⊕ 鉄加工業(小刀, 厨刀, 帆針)
 - ⊙ 鉄穴
- (2)
- ⚓ 造船業
 - ▲ 木綿織
 - 板
 - ▨ 紙
 - ⊙ 麻布, 麻糸, 麻繩, 緑布, 蚊帳
 - ▲ 炭
 - ▨ 下駄(木履), 櫛(梳), 盆, 未敷の柄など
 - ▲ 塩
 - ▼ 陶工, 瓦
 - ⊗ 漁用大繩, 漁網
 - ◇ 山繭紬
 - ▨ 切石
- (3)
- △ 草綿(木綿)
 - 材木
 - 楮
 - 扱苧(麻)
 - ▲ 割木(薪, 采樵)
 - ⊗ 煙草
 - ⊙ 菊蕪玉
 - ▽ 作り椎茸
 - 酒造
 - ◇ 塩木, 塩蔗, 塩田用草苞, 繩苞
 - ⊗ 牡蠣
 - ◇ 燈油, 油壺
 - * 海苔
 - × ゴザ, 草履, 蓆, 繩, 菅笠, 蓑, 行膝, 板箕, 竹皮笠, 傘, 竹器, 農器, 木器, 戸扉, 障子骨など
- (4)
- W 山業
 - F 漁業
 - M 商賈(行賈)
 - T 船運(船運, 船業, 舟子, 船戸, 川舟)
 - L 浮業, 浮得, 駄賃, 備賃, 雇夫, 駄夫(運輸, 運送, 駄送), 塩田雇夫
 - ⓪ 鉄荷(小鉄)駄送
 - H 工業
- 茶
 △ 蔬菜
 ▨ 酢
 = そうめん

復刻『芸藩通志』全三卷より作成。

⁽¹⁵⁾るが、その場合次の諸点に留意することが必要である。

即ち、まず第一に諸「民産」の記載は村別記載であり、且つ作付率や生産量そのものは概ね不明である。従って、その分布図は必ずしも実際の生産量の分布に比例したものではなく、全体としてみた場合にそれぞれの「民産」(「物産」)を相当程度生産している村々の分布頻度を示すにとどまる。そのことと関連して、第二にそれぞれの地域の個々の「民産」(「物産」)の商品化率(生産者自身乃至問屋商人による各地域内外での他所向販売分)の具体的数値も概ね不明である。第三に、生産構造や流通構造は、『芸藩通志』の記載からは殆ど判明しない。更に第四に、『芸藩通志』の記載そのものが、頼杏坪による編纂乃至それ以前の段階で不均質化されている可能性がある。以上の諸点は分析上の制約をなすものであるが、村側作成資料である「国郡志御用ニ付下志良遍(下調)書出帳」と『芸藩通志』とを比較した場合、上記の制約内での事実に関する限りでは、『芸藩通志』がおおよその傾向をほぼ正確に反映していること、そして『芸藩通志』の記載は遙かに簡素化されており、その記載は事実の最低限度の線を示すものであって、過少評価されていても決して過大評価されてはいないということも明らかである。⁽¹⁶⁾以上に述べた事柄に留意しつつ、「商品」生産の分布・内容、社会的分業(農工商分化とその一層の細分化、地域的特化)、「浮業」従事者層の形成、各「商品」の販路などを中心として検討することにした。

[1] まず第一図は、『芸藩通志』の「村里」の項目の「民産」記載、及び「物産」の項目のうち村別記載形式をとっているもののみを整理・記入することにより、「商品」生産及び農業外営業・労働給付の分布を⁽¹⁷⁾図示したものである。そのため、郡全体乃至地域全体についての記載という形をとり村別の所在が判明しない「商品」生産は、ここでは表わされていない。これに対して、同じ「村

頼杏坪の場合——(芸備地方史研究 64, 65・66号, 1967)を参照。なお、渡辺則文「竹原下市の発展と町人文化」(西村嘉助・渡辺則文編「竹原市史」第二巻, 論説編, 第3章, 1963, 後, 渡辺則文「日本塩業史研究」, 三一書房, 1971に再録——引用頁は「竹原市史」による) 232~243頁をも参照。

注(15) 以上において同様以下においても、「商品」(「民産」, 「物産」)という場合には、芸藩通志の用語法に即して、藩専売制下にあるもの(板・材木・炭, 諸紙, 産鉄の一部など)をも含む最広義の概念として——従って、さしあたり「領主的」及び「農民的」な商品生産・流通を区別することなく——これを用いる。これらの個別「商品」については、特に製鉄業及び製塩業を中心として、生産地帯村落・「在郷町」の構造及び生産構造をふまえた生産・流通についての夥しい数の研究書・論稿の蓄積があり、従って当然のことながら、本節の目的も——必要に応じて注記するが——さしあたり『芸藩通志』の範囲内で全体を俯瞰することのみにおかれている。「市聚」に関しても多数の「市町村史」が刊行されているが、本稿ではその極く一部を利用したにとどまる。以上の意味においては、本稿における個々の「商品」生産・「市聚」の位置づけそのものが、研究史の十分な検討を通して導かれた結論ではなく、寧ろ多くの修正の可能性を含む暫定的な類型化である。なお、近世広島藩における「商品」生産・流通の概説としては、たとえば前掲、向井義郎「百姓・町人と大名」, 後藤陽一「広島県の歴史」110~138頁などを参照。

(16) 筆者は、このような比較を、佐伯・豊田・賀茂・山県各郡の一部村落について行った。大竹市役所編「大竹市史」史料篇, 第二巻(1960)収載の大竹村以下10ヶ村, 西村嘉助・渡辺則文編「竹原市史」第三巻, 史料篇(一)(竹原市役所, 1964)収載の竹原下市以下6ヶ村, 及び加計町役場編「加計町史資料」上巻(1961)収載の加計村以下5ヶ村の「書出帳」を参照。

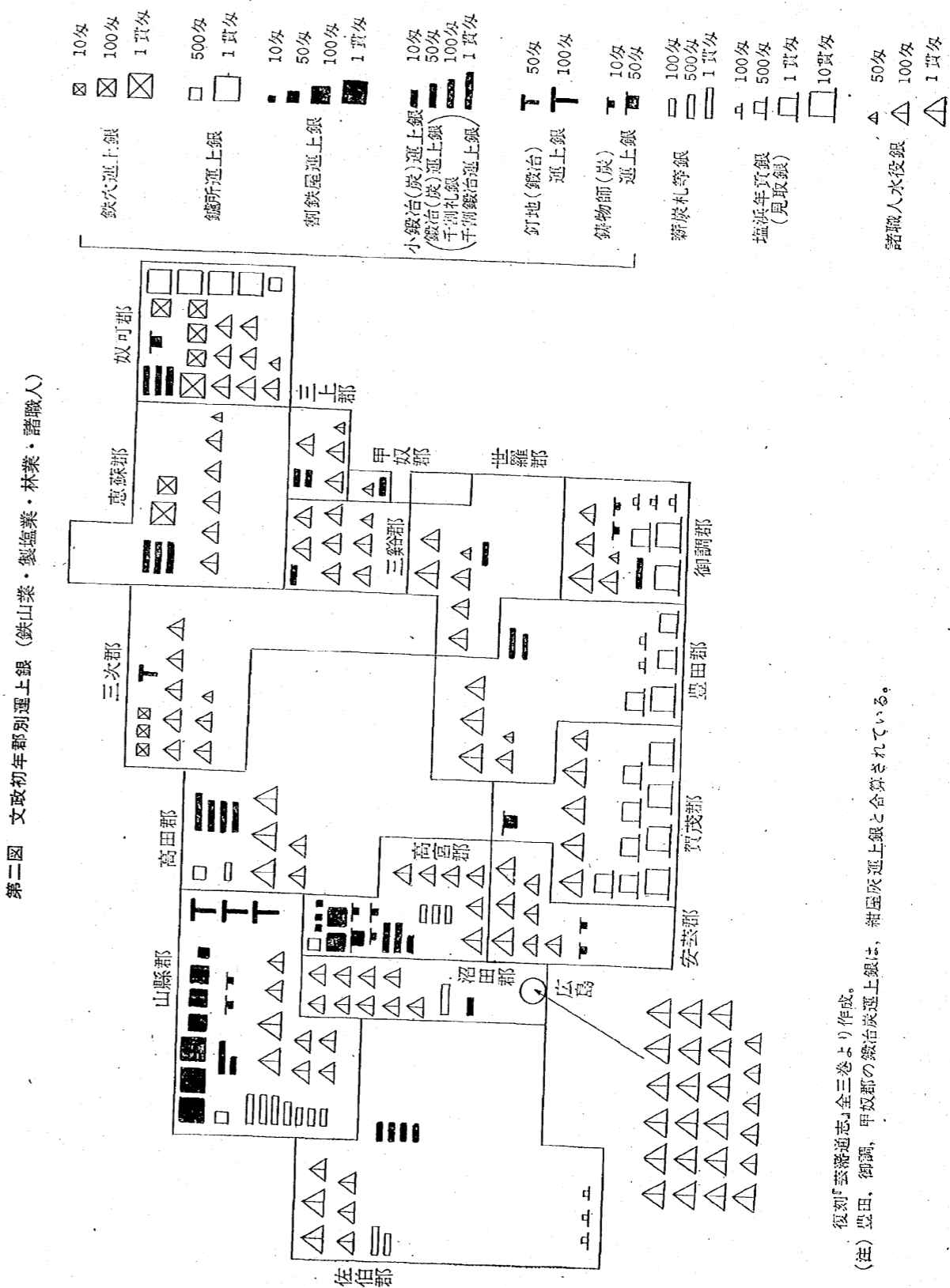
(17) 『芸藩通志』には、芸備16郡についてそれぞれ郡全図, 各村図, 村里, 田畝歳額, 租税, 戸口, 牛馬, 物産などが記載されており、ここでは「村里」及び「物産」の記載を「郡全図」に村別記入するという方法をとった。

第一表 文政初年 芸備16郡における主要「物産」表

郡名	商業的農産	農村工業	造紙業	製瓦・漆器・加工業	本地産工業・他	製塩業	林業
安芸郡	粟(福谷村)	漆(中谷村、下野田村)	紙(中谷村、下野田村)	瓦(中谷村、下野田村)	漆(中谷村、下野田村)		
高宮郡	茶(高宮村)	漆(高宮村)	紙(高宮村)	瓦(高宮村)	漆(高宮村)		
沼田郡	茶(沼田村)	漆(沼田村)	紙(沼田村)	瓦(沼田村)	漆(沼田村)		
佐伯郡	茶(佐伯村)	漆(佐伯村)	紙(佐伯村)	瓦(佐伯村)	漆(佐伯村)		
山県郡	茶(山県村)	漆(山県村)	紙(山県村)	瓦(山県村)	漆(山県村)		
高田郡	茶(高田村)	漆(高田村)	紙(高田村)	瓦(高田村)	漆(高田村)		
賀茂郡	茶(賀茂村)	漆(賀茂村)	紙(賀茂村)	瓦(賀茂村)	漆(賀茂村)		
豊田郡	茶(豊田村)	漆(豊田村)	紙(豊田村)	瓦(豊田村)	漆(豊田村)		
世羅郡	茶(世羅村)	漆(世羅村)	紙(世羅村)	瓦(世羅村)	漆(世羅村)		
三上郡	茶(三上村)	漆(三上村)	紙(三上村)	瓦(三上村)	漆(三上村)		
三谷郡	茶(三谷村)	漆(三谷村)	紙(三谷村)	瓦(三谷村)	漆(三谷村)		
高田郡	茶(高田村)	漆(高田村)	紙(高田村)	瓦(高田村)	漆(高田村)		
高宮郡	茶(高宮村)	漆(高宮村)	紙(高宮村)	瓦(高宮村)	漆(高宮村)		
沼田郡	茶(沼田村)	漆(沼田村)	紙(沼田村)	瓦(沼田村)	漆(沼田村)		
佐伯郡	茶(佐伯村)	漆(佐伯村)	紙(佐伯村)	瓦(佐伯村)	漆(佐伯村)		
三原郡	茶(三原村)	漆(三原村)	紙(三原村)	瓦(三原村)	漆(三原村)		
尾道	茶(尾道村)	漆(尾道村)	紙(尾道村)	瓦(尾道村)	漆(尾道村)		

(資料) 『芸備通志』全三巻より作成

文政期芸備16郡における「商品」生産と流通



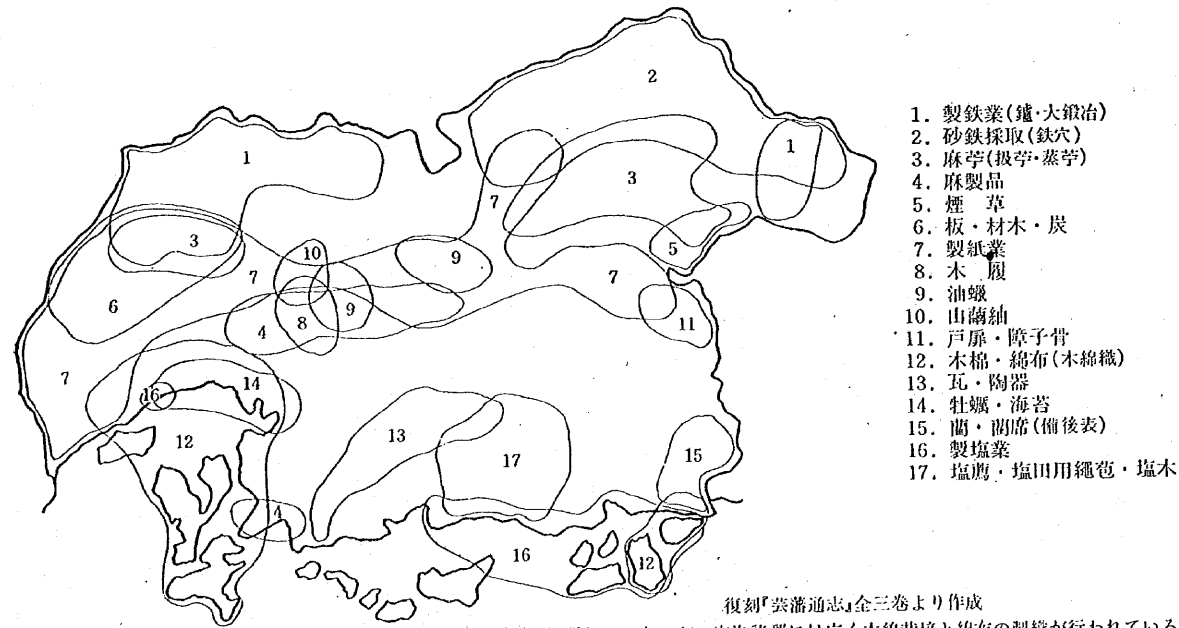
第二図 文政初年郡別運上銀(鉄山業・製塩業・林業・諸職人)

復刻『芸備通志』全三巻より作成。
(注) 豊田、御調、甲奴郡の鐵治炭運上銀は、絹屋炭運上銀と合算されている。

里」と「物産」の項目から作成した第一表は、商業的農業、農産物加工業、漁業、鉄山業、木地細工・その他、製塩業、及び林業という基本項目についての主要「商品」生産の全貌を示すものであり、このふたつの図と表を補完的に重ね合わせることで、芸備16郡全体についての「商品」生産の分布と内容を知ることができる。

さて、この図と表からまず第一に言えることは、商品生産の分布についてみた場合、「商品」生産が濃い密度をもって行われている郡とその展開が微弱な郡との、二類型を指摘できるということである。即ち、安芸国ではその全ての郡(安芸、高宮、沼田、佐伯、山県、高田、賀茂、豊田各部)について、また備後国では三次、御調の二郡について、密度のうえでも内容の多様さという点でも広汎な「商品」生産の展開を指摘しうるのに対し、備後国の世羅、恵蘇、奴可、三上、三谿、甲奴の六郡ではそれが比較的微弱であるか、或いは特定「商品」への偏りを示している。更に鉄山業そのものについてみると、一般に指摘されるように全体としては山県、三次、恵蘇、奴可郡など芸北・備北の中国山脈の脊梁地帯に沿った分布を示しているが、この図及び表でみる限り、山県、奴可両郡では鑛製鉄(製錬)、割鉄鍛冶(大鍛冶による鍊鉄〔鍛鉄〕製造=精錬)、各種鍛冶(小鍛冶=加工業)・鋳物師が、比較的均衡のとれた、第一次加工(用途別の各種形状の鍊鉄製造)・完成品生産の比重の高い構成を示すのに対し、三次、恵蘇両郡は多数の鉄穴(砂鉄採取)の所在が寧ろ特徴的で、且つ大鍛冶・小鍛冶の比重が低い(第二図をも参照)。また、鉄加工業・鋳物業が諸郡に散在して営まれ、鍋釜、耒耜(鋤)、鉄線、鉄釘、鑊子、諸鉄器、小刀、厨刀、帆針などの日用品、農具類が生産される一方、広島、三原、尾道など内海沿岸の城下町・港町に鉄加工業が集中的に行われ、鉄器、武器、

第三図 文政初年 芸備16郡における産業分布図(2)



農器、鋤、鉋などが生産された。

[2] 次に販路という観点をも考慮に入れつつ、各郡を特徴づけている「物産」・「民産」を、同じく「村里」と「物産」の項目により郡別に概観する。

(1) 安芸郡

「草棉」「棉布」「牡蠣」「海苔」などを主要「物産」とする。「草棉」は諸郡中最も生産量が多く、その加工業としての「棉布」生産も諸村で広く行われつつも、とりわけ倉橋島に地域的特化をみせている。倉橋島では「造船業」も行われ、「古より船匠ありて、造船の業今に至りて盛なり」とい、また「船匠多くあり、大小諸船を造る」という。「牡蠣」は仁保島に多く産し、「大概養ふこと三年にしてこれを出し、国内及び大坂諸方に売こと甚広し」とされ、また「海苔」も「仁保島の名産」であり、「広く地方に売る」。「鱒網の業」も「諸村にあり、……多く……枯鯛とし遠方に売る。また、なまにて近市にひさぐも、又少なからず」とされ、押込村では「漁用の大縄」を作り、「其業、農務の半に及ぶ」という。肥料としての「鱒灰」も「房にて大坂へ積登せ売も多し」と述べられている。

(2) 高宮郡

「油蠟」「麻糸(製品)」「山繭紬」「木履」などを主要「物産」とする。そのうち「山繭紬」は「鈴張、関屋、飯室、可部町など、山繭を方々より買集めて織出す。……当郡第一の名物にて、売こと広し」という。麻糸の加工業としての「麻糸(網糸、笠縫糸、畳糸類)」生産は、下深川村に特化がみられる。「木履」は「中島、下深川等凡七村に製」し、「栗下駄」は玖村にて仕立、諸国へ売出す。故に玖村下駄と称する。また「櫛」の場合にも、「櫛器の類は鈴張村より製出し、耒耜等の柄は玖村、中島村にて作る」という地域的特化が明瞭である。ほかに、「草席」「荷席」が諸村に織出され、「可部町にて毎月むしろ市をなす」という。

(3) 沼田郡

注(18) 『芸備通志』第一巻 500~504, 519~521 頁。綿花(草棉)栽培は広島新開及び倉橋島(安芸郡)、能美島(佐伯郡)、因島(御調郡)、竹原下市周辺(賀茂郡)などを中心としたが、綿織物業は同じく——広島湾島嶼部に集中しつつも——問屋制家内工業形態でヨリ広汎に営まれた。寛文期に倉橋島船座に対して領内における独占的な造船の特権が付与されたこともあって、倉橋島の造船業は近世中期以降隆盛をみ、元禄・宝永期及び化政期というふたつの顕著な繁栄期を現出した。そして化政期には、棟梁層によって請負われた大型船——諸大名の「御用船」及び都市廻船業者の船を中心とする——の建造から、大工層により請負われ、当時その需要が増加しつつあった在方港用の小型船の建造へと造船業の重心が移り、内海地域における新たな商品生産及び廻船業の発展と結び且つこれを支えたが、天保期には著しい衰微を来し、藩営的性格を強めていくことが指摘されている。西村嘉助「海岸における土地開発と綿作・製塩の発達」(芸備地方史研究 25・26号, 1958)、田村洋幸「近世倉橋島の造船業」(同上誌)、河合正治「瀬戸内海の歴史」226~227 頁、一色征忠「近世倉橋島造船業の展開と船大工職人」、後藤陽一「広島県の歴史」113~115 頁などを参照。

(19) 『芸備通志』第二巻 300~303, 313 頁。可部町周辺の山繭紬・山繭横紬(木綿糸を縫糸とする)については、赤木昌彦「特産品の形成と展開——可部地域の山繭紬の場合——」(芸備地方史研究 99号, 1974)を参照。山繭紬は、可部町及び周辺農村の間屋・在郷商人のもとで、下層農婦女子の農閑余業として主として問屋制家内工業形態で製出され、可部町及び城下で取引されたが、原材料の面で量産には限界があった。

“紙抄”と並んで、広島城下向の“菜蔬”類の栽培が特徴的である。楠木村では「村内横川に居る小民は専ら菜蔬を作り、府中(広島)に売る」とされ、水蘿蔔は「昔より当郡の名産にて佐東大根と称し、また胡蘿蔔も「郡東18村に作り」「広島人参」と称する。ほかに“麻苧”“麻繩”“麻布”の生産が、ほぼ同一の諸村で一貫して行われている。

(4) 佐伯郡

“紙抄”“棉布”“材木・板粉・炭薪”などを主要「物産」とする。“紙抄”人数は4,250人を数え、半紙、半紙諸口、塵紙の主産地の間に地域的分化がみられる。“棉布”は「村々婦女、木業の暇製造すれども、能美島など大盛なり。冬より春に至り、一島の所織、十日の間凡四千端、多く行店より大坂に売る」。“材木・板粉・炭薪”の生産は「官用」を含み、「国老所管」の諸村では「山材を以、田租に換」えるが、ほかに諸村が舟運を利用して広く炭薪の「出し売り」を行っている。また“牡蠣”も草津村に産し、「草津より大坂に売るもの一年銀凡百三十貫目」あり、「此浦の蠣壳船、大坂にて、いづれの浜にても、便に随い、船を繋て売れども禁なし」という。ほかに“海参”も「当郡より、官用長崎廻りを出すこと、一歳凡九千八百五十斤」に及ぶ。

(5) 山県郡

“紙抄”“材木・板杉・炭薪”“鉄”などを主要「物産」とする。“紙抄”は大田庄諸村に集中し、「紙工」506人をもって諸口、海田紙を抄く。“材木・板杉・炭薪”も大田庄諸村より産出し、藩から「先銀」約230貫を前貸され、舟運を利用して広島に出す。また、大鉄師佐々木家が所在し、鑪のほか「鍛冶所」(大鍛冶)を郡内に20戸設けて「丸鉄を鍛錬し、長割、細割、釘地などに打製して、多く大坂に送るが、「安芸山県鉄」と称して多く「甲冑、鳥銃など」に加工される。

(6) 高田郡

注(20)『芸藩通志』第一巻 598~600, 609~610 頁。

(21)『芸藩通志』第一巻 721~729, 747~749 頁。能美木綿については、有元正雄「能美木綿と能美紡績」(芸備地方史研究 25・26号, 1958)、柳中誠治「幕末における藩権力と農村」11頁、森川洋「明治初年における広島県の都市とその機能」(史学研究 99号, 1967) 9頁などを参照。安芸郡同様、問屋制家内工業形態である。なお、蠣に関して宮本常一「瀬戸内海の漁業」(地方史研究協議会編「日本産業史大系」7, 中国四国地方篇, 1960) 142頁を参照。佐伯郡に関しては、その主要「物産」の販売額・販路などが、土井作治氏による「他国金銀出入約帳(文政10年)」の分析を通して明らかにされている。それによると、藩専売制下におかれていた半紙・諸口は年産額5,000丸(代銀175貫)がすべて御紙蔵に買い上げられ、「大坂登せ」と「領内消費」とに半量ずつ向けられたが、塵紙1,500丸(代銀33貫)はその統制外にあり、大坂への「内証登せ」が行われた。廿日市ほか三津津からは、正銀230貫に相当する板・割炭の「他国積出し」が行われている。内海沿岸諸村に産する実綿は、広島町新開及び郡中諸村の繰綿屋のもとで繰綿に加工された。他方木綿織は原料を広島からも仕入れつつ、問屋制家内工業形態で能美島諸村に集中的に行われて年間20万反の木綿を製出し、そのうち16万反(代銀720貫)は4名の問屋により——藩の「置為替」施法のもとで——大坂に、また4万反(代銀180貫)は広島の高田(改所)に、それぞれ売却された。草津においては、21軒の蠣屋が大坂より「金銀借受」けて蠣を生産し大坂での売上げをもってそれに充当している。土井作治「文政期広島藩の国産自給論と金銀増殖策」——「他国金銀出入約帳」の紹介——(芸備地方史研究 86号, 1971) 7~10頁。

(22)『芸藩通志』第二巻 82~88, 101~103 頁。この地域の鉄山業に関しては、最も多くの研究の蓄積がある。詳細については、前掲柳中誠治を参照。製紙業及び林業については、道重哲男「浅野藩における紙の生産」(芸備地方史研究 25・26号, 1958)、加藤阿彌「加計町史」上巻(1961) 360~419, 461~480頁、道重哲男「藩政後期における藩用木材の生産構造」(芸備地方史研究 78号, 1969)などを参照。製紙業及び林業は、当時は概ね藩の専売統制下におかれていた。

“紙抄”“織布”“油蠶”などを主要「物産」とする。“織布”は「布、蚊帳の地、畳縁料の物」などが、「坂村、長田村、非原村、市川村辺より織出」されており、麻苧の加工である。

(7) 賀茂郡

“漁網”“塩”“瓦”などを主要「物産」とする。“漁網”は多様な製品が「阿賀村及び広の長浜など」から「多く製して売」られる。また竹原浜、仁方村で製塩が行われ、それを目指して「郡内及び近郡より」“塩薦”“塩席”“塩索”“塩木”などが「製し出」される。ほかに熊野跡村から“炭”を産出するが、これは「竿炭、枝炭、結炭、細炭など数品」に分けて商品化されている。

(8) 豊田郡

“塩”を主要「物産」とする。それと関連して“塩田の薦むしろ”“塩田用草苞”“塩田用縄苞”などが諸村で広く生産される。また、大崎下島の大長村では“小刀”“厨刀”“帆針”などを製し「客船にひさぐ」とされるが、これは中継商業都市御手洗における諸国廻船との取引を指すものであろう。

(9) 世羅郡

特に注目すべき「物産」はみられない。数々村で“紙抄”が行われ、“板・小炭”“戸扉・障子骨”

注(23)『芸藩通志』第二巻 198~203, 218~219 頁。

(24)『芸藩通志』第二巻 435~444, 470~471 頁。竹原浜の製塩業及びその後背地農村における燃料生産に関しては数多くの研究があるが、たとえば中部よし子「近世竹原における製塩業の発展」(史学研究 60号, 1955)、渡辺則文「在郷町と周辺農村との関係」(安芸国竹原下市を中心として) (地方史研究協議会編「日本の町——その歴史的構造」所収、雄山閣, 1958)、同「竹原下市の発展と町人文化」、中部よし子「近世前期における竹原製塩業の成立と発展」、柳中誠治「近世瀬戸内における商品流通の形態的推移」、川崎茂「近世竹原塩田背後地村落における林野の問題」(以上四篇は、西村嘉助・渡辺則文編「竹原市史」第二巻、第三~六章として収録)、渡辺則文「日本塩業史研究」(三一書房, 1971)などを参照。渡辺氏や中部氏の明らかにされたところによると、近世中期以降の西廻り海運の盛大化に伴い、諸国の「揚浜」製塩を駆逐しつつ1町~1町5反の基本的経営規模をもつ「入浜式」製塩が内海地域に普及し、近世初期に塩田開発を主導した藩権力の直接的塩販支配も弱まり、こうして生産構造及び市場構造に大きな変化を生じて、化政期には全国産塩量の90%を生産したが——鉄山業の場合と全く同様——基本的には旧来の特質が崩れ切ることなく存続した。即ち、I. (1)「浜子」=塩業労働者の存在形態が、「前貸・年雇・浜子小屋居住」→「月雇い・日割給銀・通勤」→「日雇へと変化し、また(2)新旧「浜師」(塩田経営者)が交替し、「預り浜=塩田小作」が増加したことによって、(3)従来の浜主(浜師)一浜子間の強い隷属関係と浜子内部の階層性が弱まり、浜師を構成員とし、藩の支配統制下にある塩浜共同体が一定度の変質を来したこと、II. 近世後期には、藩の監督下で塩師・販売量を統制された塩問屋・仲買の流通機構(生産者→地元塩問屋→塩廻船→諸国都市塩問屋)に対立して、「抜塩」(抜け売り)や在方商人による直取引が行われるようになること——これらの変化にも拘らず、III. (1)「浜子」の給銀・雇賃条件が塩浜共同体の「大寄合」で決定され、(2)「大工」の熟練労働の存在が「大工」を頂点とする塩業労働組織を存続させ、(3)塩浜共同体の存続が個別経営の合理化の阻止条件として作用したことが、それぞれ指摘されている。そして以上の理由により、渡辺氏は、「近世中期から幕末期にいたる日本塩業には、塩田経営・塩業労働いづれの面からみても基本的な生産構造の変化は認めがた」く、「都市問屋資本、廻船業者主導の幕藩制的流通機構は微動だにしないものではなかった」と述べられている。また——渡辺氏や川崎氏の研究によれば——背後地農村は経済的共生関係(「相合持」)によって竹原塩浜と結び、奥筋8ヶ村の「小高浮過層」を中心とする「山岸」により塩田川燃料、その他が塩浜に供給されており、文化期以降の「石炭焚」の導入は両者間の紛争を惹き起した。なお、後藤陽一「広島県の歴史」117~119頁。漁網生産については、森川洋「明治初年における広島県の都市とその機能」10頁を参照。阿賀・広阿村で、明治初年に「網結」95、「網売・網糸売」58、「網中買」4を数えた。

(25)『芸藩通志』第二巻 619~626, 651 頁。「下郷書出し帳」は、次の如く述べている。「小刀包丁帆針 右金物細工之義へ御手洗町鍛冶屋産業=而、船手方其外諸方江其名相聞当時専売事仕候。後藤陽一編「瀬戸内御手洗港の歴史」(御手洗史編纂委員会, 1962)〈別篇 史料〉460頁。

が共に三原及び尾道に搬出されている。⁽²⁶⁾

(10) 御調郡

“藁席”及び“塩”を主要「物産」とする。“藁席(備後表)”織の業は「当郡第一の産」であり、製出地ではそれぞれ藁をも栽培し、「藩府の用に給」するほか「四方に散売する」。“塩”は「尾道行店に出し、春夏は北国、秋冬は近国に売る」という。また、尾道では“酢”を製し、「遠方に散売する」。ほかに、三原大根、三原たばこ、柳綿、賀島呉座、重井木綿など産地名乃至集散地名を付した特産物が多くみられる。⁽²⁷⁾

(11) 三次郡

“麻苧”“砂鉄”を主要「物産」とする。“麻苧”は「郡内多く作り、⁽²⁸⁾“扱苧”にして他に売ること甚だし」という。“砂鉄”を産する村は郡内に20ヶ村あり、「居民農余、鉄を採りて鑪所に売る」。また4ヶ村に“紙(杉原紙)”を製し、三次杉原⁽²⁸⁾の名称をもって呼ばれる。

(12) 恵蘇郡

恵蘇郡もまた“麻苧”及び“砂鉄”をもって特徴づけられる。麻は「凡10村これを作り、“蒸苧”として他方へ売る」。“砂鉄”を産する村は郡内に16ヶ村あり、それぞれ砂鉄を採取して「鑪所」に出す。鑪は「官鑪(藩營)のみ2ヶ所であり、大鍛冶は官私ともに設置されている。⁽²⁹⁾

(13) 奴可郡

「当郡第一の産業、諸民これによりて生活するもの甚多し」とされる“鉄”を主要「物産」とし、「北は鉄鑪、南は〔大〕鍛冶」という地域的特化がみられる。鑪は「郡内、官炉(藩營)二所、商炉(民營)十四所」、「割鉄鍛冶(大鍛冶)は「郡内、官場(藩營)六所、私場(民營)三十二所を置き、大佐村内の五日市には「割鉄場(大鍛冶)が多い。⁽³⁰⁾

(14) 三上郡

“紙抄”を主要「物産」とする。即ち、「庄原村に紙所多くあり、……“奉書杉原”等の上紙を製す、又楮のあら皮をもって、“塵紙”をも多く製す、其利広し、当郡第一の産なり」といい、また「官用の奉書紙、“菅笠上品”を製造し、又塵紙なども多く地方に売る」という。なお、“菅笠”は川手

注(26) 『芸藩通志』第三巻 58~61, 74 頁。

(27) 『芸藩通志』第一巻 169, 450 頁, 第二巻 805~811, 828~830 頁。備後表については、鈴木幸夫「近世後期における尾道町周辺農村の商品生産」(芸備地方史研究90号, 1972), 後藤陽一「広島県の歴史」115~117 頁などを参照。尾道町周辺14ヶ村における藁草・畳表の生産は、尾道町の間屋・仲買に掌握され、畳表は農閑期の間屋制家内工業形態で製出された。

(28) 『芸藩通志』第三巻 379~383, 395~396 頁。

(29) 『芸藩通志』第三巻 474~478, 488~489 頁。森川洋「明治初年における広島県の都市とその機能」11 頁によれば、明治初年に恵蘇郡 141, 奴可郡 132, 山県郡 48, 三次郡 40 の「工鍛冶・小鍛冶」が存在した。ここで小鍛冶(加工業者)と並記されている「工鍛冶」が具体的に何をさすのか、判断し難いが、恐らくは大鍛冶(割鉄場=錬鉄製造)の熟練労働者をさすのではないかと思われる。そしてまた、「工鍛冶」が総数の大半を占めたものと思われる。

(30) 『芸藩通志』第三巻 226~230, 242~244 頁。

村で「居民」が農余に製し、「庄原町に出して、四方に売る。故に世には庄原笠と称す、専ら此村より作り出す」と述べられている。⁽³¹⁾

(15) 三谿郡

“紙抄”を主要「物産」とし、ほかに“白柿”⁽³²⁾を「諸村に製し、尾道、福山へ売る」。

(16) 甲奴郡

特に注目すべき「物産」がみられない。僅かに、矢野村で「農余に、戸障子の類を造て売る」。⁽³³⁾

[3] さて、以上において概観したように、芸備16郡は——既に指摘したような類型的差異を含みつつも——それぞれ郡を代表するような「物産」を有しており、それは自然条件を利用したものであると同時に、原材料生産及びその加工の地域間分業と製品種類別の地域的特化を含みつつ、生産地帯を形成している。そしてこのような地域的特化を背景として、既に挙げたもののほかにも、尾道雪駄(御調郡)、金茎(茶)、飯室おもて(以上、高宮郡)、金尾蕎麦(恵蘇郡)など、産地名乃至集荷地名を付した特産物がみられ、商業的農業とその加工業を中心とした「商品」生産・流通が、相当広汎に農村を捉えていることを示している。こうした観点からもう一度第一図及び第一表をみるならば、ほぼ次のように言いうるであろう(第二図及び第三図をも参照)。⁽³⁴⁾

(1) 瀬戸内海に面した諸郡では、一様に広く漁業が行われているが、安芸・佐伯両郡では“牡蠣”“海苔”の養殖を行い、また“木綿”“綿布”の生産地帯を形成しているのに対し、賀茂・豊田・御調の東部三郡は“製塩業”が特徴的であり、その後背地では、“漁網”や塩田用の“塩藁・草苞・塩木(燃料)”などの生産が広く行われている。また内海の“舟業(船運)”にたずさわる者が多く、“山業”“塩田の業”とともに主たる「浮業」の機会を提供している。

(2) 広島城下の後背地である沼田郡、及び三原・尾道の後背地や、内陸部でも中心的在郷町の周辺村落で、そこに向けて“菜蔬”を中心とする商業的な野菜栽培が行われている。

(3) “山業”の分布は一般的であるが、とりわけ西南部の山県・佐伯両郡は、それぞれ舟運(川舟)を利用した組織的な御用“板・材木・炭薪”の生産地帯を形成している。

(4) “鉄山業”は、既述のように比重構成を異にしつつ、中国山脈脊梁地帯に沿った分布を示しており、それに関連して農民による鑪・鍛冶用の「炭の焼出し」、砂鉄採取、砂鉄・鉄荷の運搬などの「駄賃稼」が広く行われている。

(5) “麻苧”の生産及びその加工業は、山県・高宮・高田・三次・三上・恵蘇などの諸郡で行われているが、高宮・高田両郡が加工業中心であるのに対し、他の四郡は第一次加工(“扱苧”“蒸苧”)

注(31) 『芸藩通志』第三巻 294~295, 303~304 頁。

(32) 『芸藩通志』第三巻 140~143, 154 頁。

(33) 『芸藩通志』第二巻 882 頁。

(34) 第三図は、第一図及び第一表に基づいて作成した。

段階で商品化している。安芸・賀茂両郡の一部農村において、それを利用した漁網生産がみられる。

(6) “製紙業”は、山県・佐伯両郡を中心に高田・三上・三谿などの諸郡の中部一帯で行われている。

(7) ほかに“山繭紬”“木履”(高宮郡)，“油蠟”(高宮・高田郡)，“煙草”(三上・甲奴郡)，“戸扉・障子骨”(甲奴・世羅郡)などの生産が、それぞれ主産地を形成して行われている。

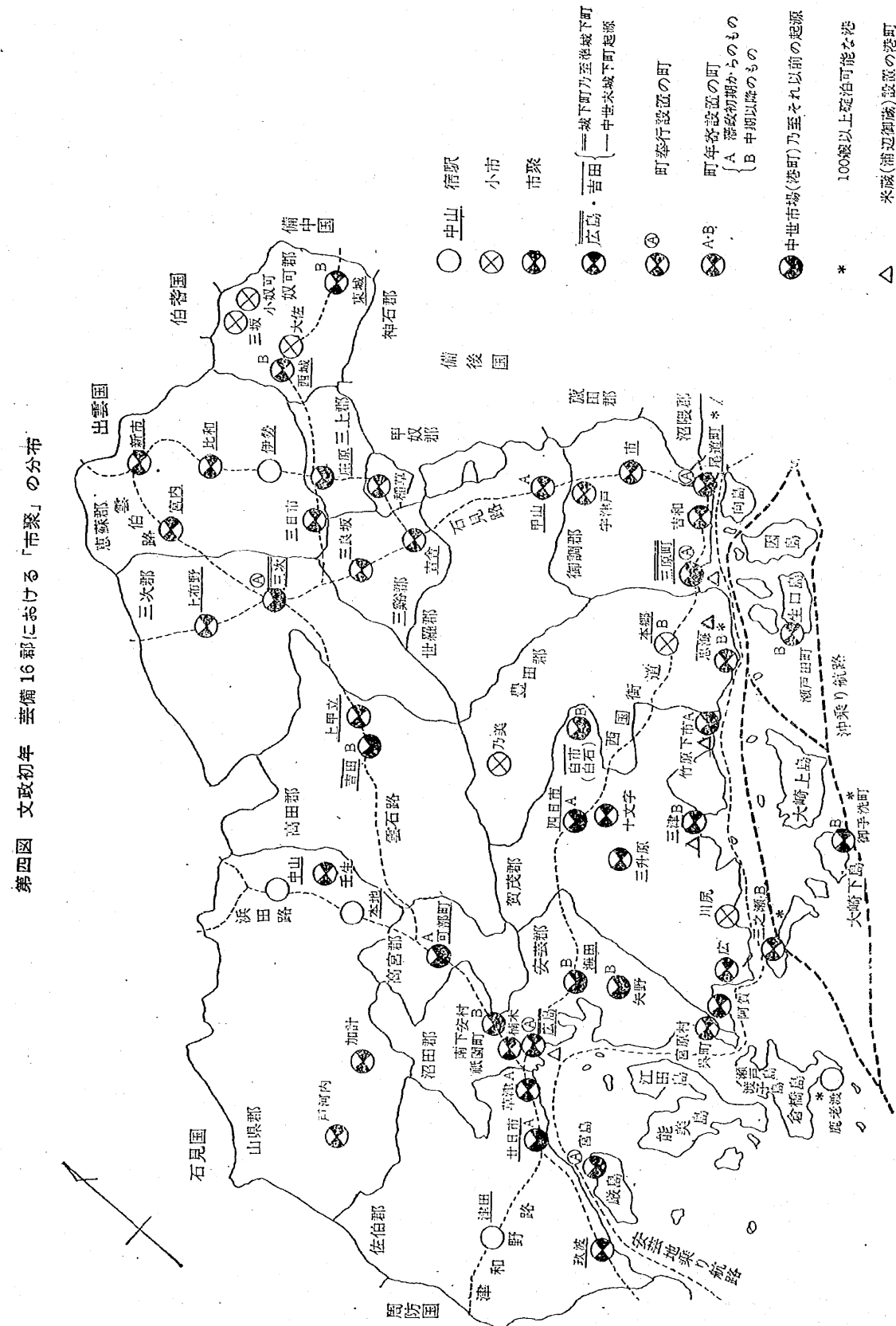
これらの諸「商品」は相当部分が「他所向」けに販売されたとみられるが、その販路は大きく二類型に分けられる。即ち、まず第一に砂鉄、鑛・[大]鍛冶用炭、塩田用塩木・塩薦、木棉などは、原材料として多く局地的・地域的な生産的消費に向けられ、また商業的野菜栽培も城下及び中心的な「町方」・「在郷町」を以てその近郊農村で行われた。これに対して、割鉄(鍊鉄)、鉄製品、塩、綿布、牡蠣、海苔などは局地的・地域的な流通も勿論含みながら、ヨリ遠隔地市場向製品という性格が強く、内海諸港津の流通拠点を介して「大坂・諸方」に向けて搬出され、地元及び諸国の廻船による「全国市場」の一環を形成していた。農・林産物加工業の具体的な生産構造については、『芸藩通志』の記載から知り得るところは殆どないが、生産形態は概ね「農余の浮得(儲)」という形をとり、城下及び「町方」・「在郷町」問屋乃至は在郷(在方)商人によって多かれ少なかれ問屋制的に支配された、家内工業の段階を示しているといえよう。

[4] さて、以上に示された社会的分業の発達は、「浮業」という形をとった農業外労働給付の創出、「浮業」従事者層の形成と緊密に結び合って進行した。即ち、第一図におけるその分布頻度に従って判断する限り、その分業が顕著なのは鉄山業地帯、製塩業地帯及びその他の「商品」生産の盛んな地域であり、それ以外の地域では低い。この図からその各地域別構成比率を知ることは不可能であるが、「村里」の項を各郡ごとに整理することによって、この地域差が部分的に明瞭となる。その記載は、たとえば「民産、農は十分の六、其余は塩浜の職、又船運商買浮業なり」(佐伯郡海老塩浜)⁽³⁵⁾、「民産、山業、浮業の者農民より多し」(同郡上河内村)⁽³⁶⁾、「民産、十分の三は耕作、其余は商買浮業相雜」(同郡下平良村)⁽³⁷⁾、「民産、紙抄を主とし職業を兼ね、又農に専なるものは少し」(同郡油見村)⁽³⁸⁾、「居民、材木其外製造の貨物を運送するもの、農夫よりも多し」(同郡麦谷村)⁽³⁹⁾、「割鉄場あり、居民場用の小炭を焼く」(山県郡高野村)⁽⁴⁰⁾、「民農余に、蓑衣行膝を製し、鉄を駄送す」(同郡草安村)⁽⁴¹⁾、「民産は駄送浮業の者多し」(高田郡下根村)⁽⁴²⁾、「民産、漁者、舟子、工商あり」(賀茂郡三津口村)⁽⁴³⁾

注(35) 『芸藩通志』第一巻 721 頁。
 (36) 『芸藩通志』第一巻 722 頁。
 (37) 『芸藩通志』第一巻 723 頁。
 (38) 『芸藩通志』第一巻 724 頁。
 (39) 『芸藩通志』第一巻 725 頁。
 (40) 『芸藩通志』第二巻 85 頁。
 (41) 『芸藩通志』第二巻 86 頁。
 (42) 『芸藩通志』第二巻 200 頁。
 (43) 『芸藩通志』第二巻 438 頁。

51 頁 第四図(注)
 復刻『芸藩通志』全三巻より作成。町制及び起源については、西村嘉助・渡辺則文編『竹原市史』第二巻論説篇 248~249 頁、広島県総務部県史編さん室編『広島県の歴史 97~98 頁、後藤陽一『広島県の歴史』128~129 頁による。また、航路については、後藤陽一編『瀬戸内御手洗港の歴史』90 頁による。「準城下町」(三上・三原)については、第二表の注を参照。

文政期芸備16郡における「商品」生産と流通



第四図 文政初年 芸備16郡における「市聚」の分布

「居民農樵、また専ら漁業をなすもの十の四に当る、其余、舟子、磯業するものあり⁽⁴⁴⁾(豊田郡能地村)、「市駅(尾道をさす—筆者)に接ぎければ、民産も商賈備食多くして農は少し⁽⁴⁵⁾(御調郡後地村)、「雲石路の駅所にて小聚をなす、居民農余に炭を造り、また運輸を業とす⁽⁴⁶⁾(三次郡上布野村)、「鉄炉二所あり、農余炭を焼き両炉に駄送す⁽⁴⁷⁾(奴可郡油木村)、「民農余、小賈浮業あり⁽⁴⁸⁾(三谿郡向江田村)等々さまざまな形式をとっているが、全体として「市聚」を中心とした「浮業」従事者層の形成を示しており、且つ佐伯・賀茂・豊田・御調・山県・高田・恵蘇・奴可などの諸郡でその密度が濃い。⁽⁴⁹⁾また内容的には、商賈(行賈・小賈)、山業(採樵)、船業(川舟・船運)、漁者、塩田雇夫、炭焼、採鉄(鉄穴の業)、鉄荷・砂鉄運搬、運送(運輸・駄送・脚夫)、各種雇夫(備賃・駄夫・駄賃)などからなるが、これらは必ずしも農業から分離し切った者によって行われるのではなく、寧ろ「農余の浮儲」という記載が示すように、純然たる農間余業から、無高(浮過)乃至それに近い者で—小作をも含めて—若干の農耕を行ってはいるが、生計の重心を「農余の業」に移しつつある者によって行われるものに至るまで、多様な内容を含むものと思われる。しかし、一部の村々について「下志良遍(下調)書出帳」から判断した場合、「無高浮〔世〕過層」—ほぼ近世中期以降、各地で分出される—は当時既に相当の比率を占めており、これらは—恐らく発生的に(従ってまた、社会的存在形態⁽⁵¹⁾のうえて)特質づけられつつも—一応の「賃労働」形態の形成を含むものとみることができよう。

[5] 『芸藩通志』にみられる「市聚」という用語は、さしあたり常設店舗が—多かれ少なかれ—町場を形成するに至った集落一般を指し、従って城下町や相当規模の町奉行設置の町及び町役

注(44) 『芸藩通志』第二巻 623 頁。

(45) 『芸藩通志』第二巻 804 頁。

(46) 『芸藩通志』第三巻 381 頁。

(47) 『芸藩通志』第三巻 228 頁。

(48) 『芸藩通志』第三巻 141 頁。

(49) 第四表を参照。

(50) このような存在形態は、特に製塩業及び鉄山業の副次部門内における非熟練労働者において特徴的である。

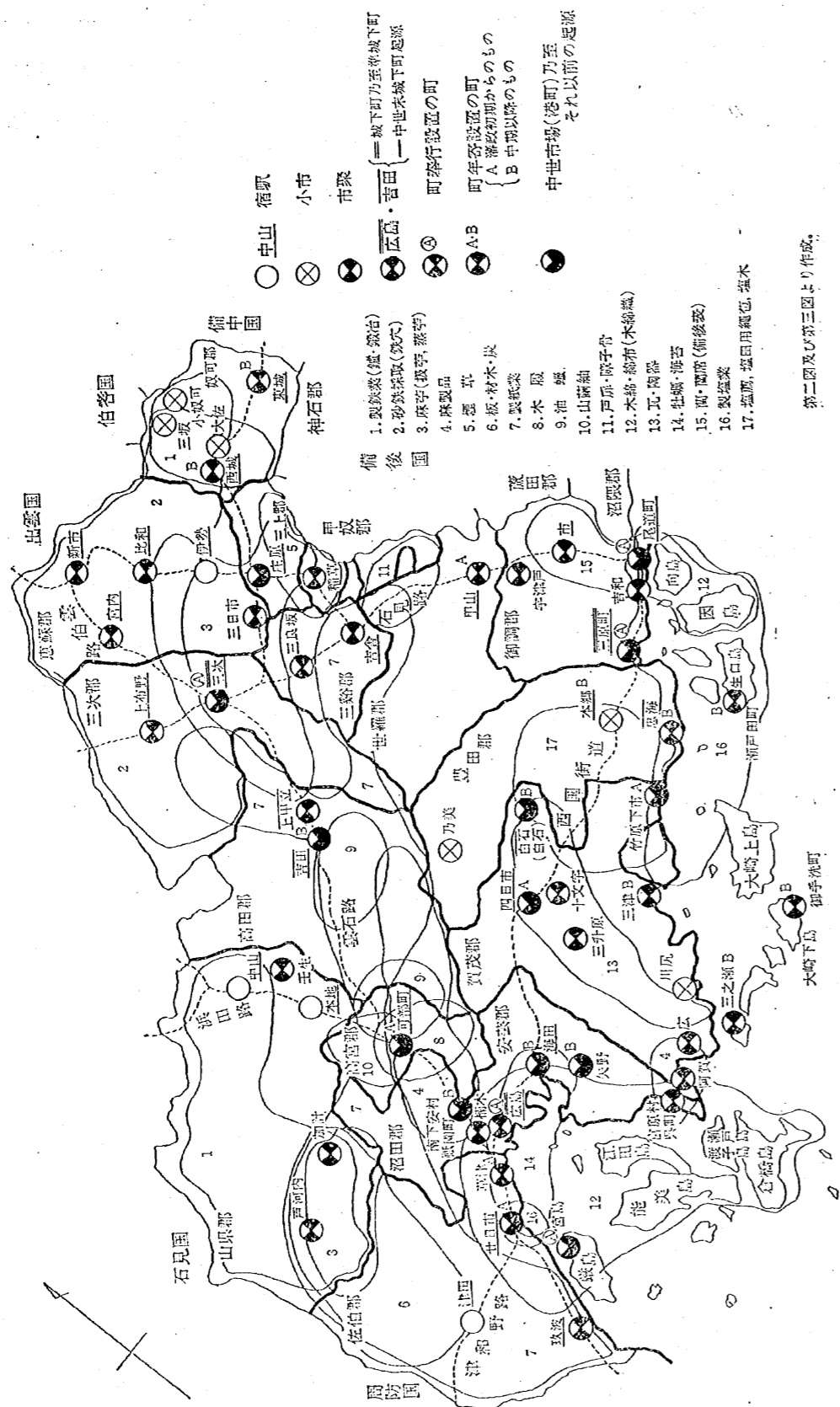
(51) 「無高(無地)浮〔世〕過層」は、一方では「商品」生産・流通の発達と並行して形成されたが、他方発生的には、それに伴う人口増加—分割相続による耕地の狭小化—によるものを基本としつつも、「小家・部屋」層(小百姓に対する血縁・非血縁の隷属民)の消滅と表裏一体の関係をもなしていた。「浮過」層は、「百姓分乏者ハ勿論浮過裏借家…迄も預り地仕…」、「本家分家何茂渡世難成未々若少之持地を茂売払浮過=而暮さる…」、「分ヶ地を茂売払浮過=相成中候…」という表現が示すように無高であり、一応身分的な従属関係から脱している点で小家・部屋・下人とは区別された。そして「預り地」で小作を行うと同時に、「御山方御氏方隊…船方船頭其外山隊」をはじめとする多様な「浮業」に従事し、「浮過同様之小百姓」、「小百姓浮過之者共迄」、「小身之小百姓浮過類迄」と、小百姓(零細本家)と並記され、最下層を形成していた。文政初年の「書出帳」においては、「浮過家」と「借家」が同義に使用されている。「加計町史」上巻(加計町役場編、1961)184~188 頁、「加計町史資料」上巻(同編、1961)360、362 頁、「加計町史資料」下巻(同編、1962)609~610、706、709、716~717 頁。中部氏は、発生的にみた場合、17世紀末の竹原塩産における浜子労働力の形成が—鉄山業の場合と全く同様に—隷属農民層に充分な自立の余裕を与えることなく、竹原下市の前期的資本の経済圏内にある周辺村落を基盤として、行われたことを指摘している。中部よし子「近世前期における竹原製塩業の成立と発展」259~273 頁。また、如中氏は、近世後期の浮過=日雇層が「事実上の賃労働者化」しつつも、「村落共同体」から未分離の存在であったことを指摘されている。如中被治「近世港町における商品流通の形態的推移」335~364 頁を参照。

人(町年寄・町庄屋)設置認可の町から小規模の市町集落に至るまでを含む、最広義の「町場」概念として用いられている。第四図は、『芸藩通志』の「芸備16郡全図」、「各村図」及び「村里」の項目により、この「市聚」及び「小市」(極小規模の市場集落と解釈する)の分布を記入したものである。広島藩においては広島城下のほか、三原・尾道・三次・宮島の各町にそれぞれ町奉行が配置され、これらはその支配下におかれて十全な意味における「町方」を構成していた。また郡奉行・代官の支配下にあり、法制上多くは村とされ、従って正式の「町方」ではないが、ほぼ寛永~正保期を第一期とし、元禄・享保期を第二期として、草津・廿日市・祇園・可部・海田・矢野・四日市・白市・竹原下市・三津・三之瀬・御手洗・忠海・瀬戸田・甲山・吉田・東城・西城などにそれぞれ町役人(町年寄及び—(或いは、)乃至は—町庄屋)の設置が認可され、町屋敷が公認された。⁽⁵²⁾そしてこれらの

注(52) 豊田武他「町をめぐって(討論)」(地方史研究協議会編「日本の町—その歴史的構造」所収、1958)310 頁、脇坂昭夫「広島藩における『町』の発達」(I)、渡辺則文「広島藩における町の発達」(II)、後藤陽一「封建社会における町(討論会)」(以上三篇は、芸備地方史研究28号収載、1958)、中部よし子「近世前期における竹原製塩業の成立と発展」248~249 頁、広島県総務部県史編さん室編「広島県の歴史」97~98 頁、後藤陽一「広島県の歴史」128~129 頁などを参照。藩で編纂した『芸藩通志』(文政初年)の「各村図」及び「村里」の項目において、「町」乃至「市」と公称されているものは、広島府・三原府のほか、可部町・廿日市・瀬戸田町・西城町・東城町・三次町・尾道町・御手洗町計10ヶ所である。海田・甲山は、「村里」の項においてはそれぞれ海田村・甲山村と記されているのに対し、「各村図」においては海田市・甲山町という表現がとられており、法制上の基準それ自体が多分に曖昧なものであることを示している。中部氏の指摘によると、広島藩では福島氏から浅野氏に引き継がれた元和5(1619)年の村高表において、広島・宮島・尾道・三原・三次・甲山の各町が「町方」とされ、そのほか草津・廿日市・竹原下市・四日市については村高のほかに「町屋敷高」が別記されて「町場」の形成が確認されているが、甲山に町役人の設置が認可されるのは「第二期」のことであり、この例にみる限りでは、「町方」指定と町奉行・町役人の設置は何ら関連を有さない—乃至は町奉行の設置は「町方」指定を意味するとしても、町役人の設置認可は直ちに「町方」指定を意味するものではなく、また逆に、「町方」指定は町奉行・町役人の設置を必要乃至付帯条件としない—ことになる。そして行政史的にみると、近世を通じて—藩の支配機構上—(a)広島城下のほか、(b)町奉行設置の町、(c)町庄屋及び町年寄設置認可の町、(d)町庄屋乃至は町年寄設置認可の町、(e)一般の小規模市町集落・極小規模の市場集落という五類型、基本的には—(c)及び(d)をひとつとして—四類型の「市聚」がみられ、(e)以下の「市聚」は郡奉行・代官の支配下におかれていた。若干の事例を挙げると、尾道町は正徳5(1715)年以前には御調郡代官の支配下におかれていたが、同年に町奉行が設置され、その支配下に移されている。また寛文6(1666)年に「村御高之内屋敷地蒙御免許建家」されて以来、西廻り航路の開発に伴う「沖乗り」の発達と相携えて発展した御手洗町では、正徳3(1713)年の町年寄設置以降、元来御手洗町がその一部をなしていた大長村の庄屋によって町年寄が兼帯・世襲されていたが、文化5(1808)年に町庄屋が置かれたことによって、大長村庄屋の支配から独立した。町役人の構成は、町年寄一庄屋一組頭という形をとっていた。竹原下市にも、近世初期に町年寄・町庄屋の設置が認可されている。矢野では元禄期に庄屋・組頭がおかれ(町年寄は欠如)、以後代官所・割庄屋の支配下で、行政上一応村方から独立したものと扱われた。しかし、『芸藩通志』においては公称「矢野村」であり、他の多くの「市聚」同様、「村内市聚をなす」という表現がとられて、村方と一体のものとして扱われている。このほか、近世後期の加計においては、市目代がおかれている。

法制史的にみると、『芸藩通志』において「町」と公称されることなく、「市聚」とその周辺諸郷が一体のものとして「村」と表記されている場合、その「市聚」が「町方」であるとは言いえないことは明らかであるが、逆に『芸藩通志』において「町」乃至「市」と記された10ヶ所の「市聚」がすべて「町方」と言いかたという点については—1)「町場」の比重の高さ(注)63を参照—後掲、西村氏の「広島藩の町について」22頁の表によれば、尾道・三原・東城・西城については、それぞれ近世期における親村からの行政区画上の分離過程が明瞭であり、そのことに対応してこれらの町の石高は小さい)と2)明治12年の調査において、広島・可部・瀬戸田・御手洗・尾道・三原・甲山・東城・西城がそれぞれ「町」として扱われていること(三次が扱われている理由は不明である)とは、これらの「市聚」を「町方」とすることの妥当性を示唆しているが—必ずしも明瞭ではない。元和5年に「町方」として扱われたという6つの町についてさえ、甲山に関しては、『芸藩通志』において「町」及び「村」の両様の表現が用いられている。法制上「村」の行政区画に含まれ、一体のものとして扱われながらも、町庄屋、特に町年寄の設置が認可され、これら町役人が郡役所(代官)から任命されるこ

第五図 文政初年 雲備16郡における「商品」生産と「市聚」の分布



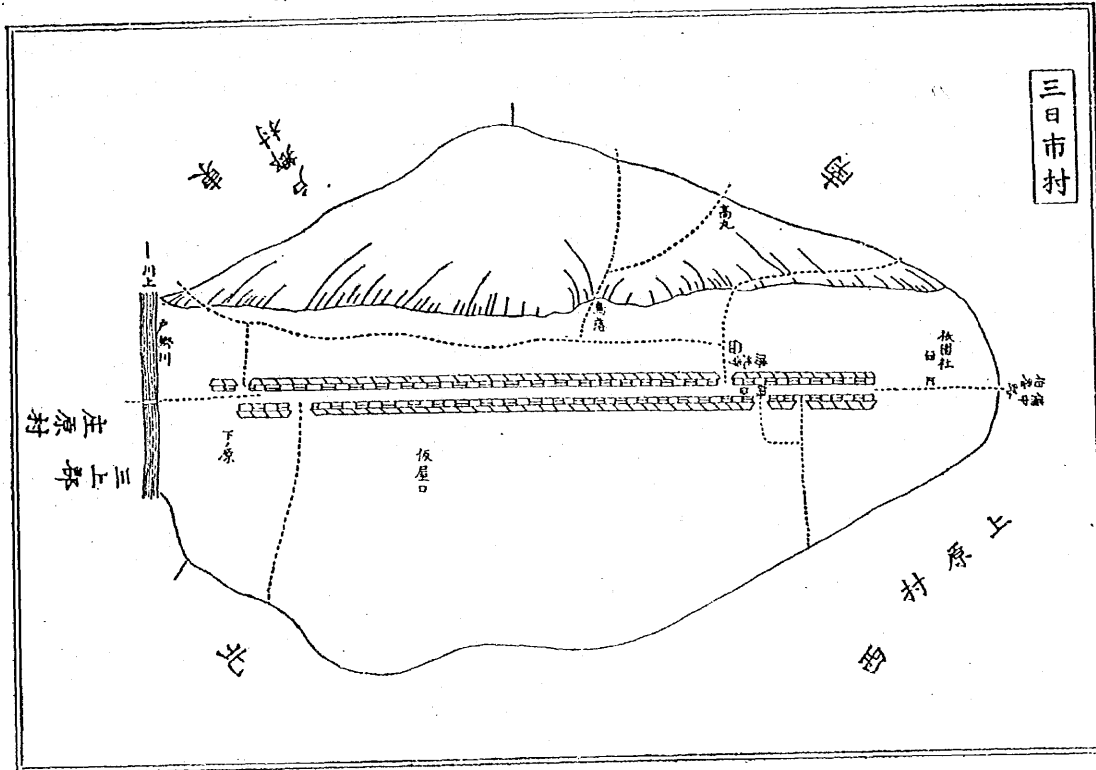
第二図及び第三図より作成。

町制認可の「市聚」のうち、可部・御手洗・瀬戸田・甲山・東城・西城などは、法制史的にも、行政的にも、また経済的にも、本来の「町方」に準ずる存在をなしていた。第四図によると、全体として西国街道及び石見路、浜田路、雲石路などの主要往還に沿った内陸部の宿駅設置の多数の市町集落及び比較的少数の町奉行・町役人(町年寄)設置の町と、瀬戸内海に面した概ね町奉行・町役人(町年寄)設置の比較的多数の港町・津とが、その多くを占めているが、なおそのことに関連していくつか興味深い事実がみられる。即ち、往還と「市聚」とが網の目のように張りめぐらされているなかであって、往還が欠如し、また——既に明らかにしたように——「商品」生産が欠如した内陸中央部一帯に大きな「市聚」の形成がみられない、ということがその第一であり(第五図を参照)、第二には太田川、三篠川、沼田川、江川などの「舟運」(川舟交通)が既に相当の発達をみせて内陸部と

とは(行政史上の(c)及び(d)の「市聚」)、町庄屋の設置がその所在する村方(親村)の庄屋の管轄からの自立をもたらした(ただし、割庄屋の所管、町年寄は割庄屋より上格で町方特有の事柄に関して郡役所に文書を直接提出できたため、行政上の実質的な独立を意味したとされており、行政上「郷村内の市町」がその親村から分離独立しつつあるもの、法制上「私称」としての町——さしあたり単なる町場概念として、或いは在地における一般的呼称として、これらの「市聚」については「町」の呼称が定着しつつあった——が「公称」として町に転じつつあるもの、とみることができよう。ただし、これらの「市聚」に対し貢租体系上の特権が認められ、乃至は——町庄屋の管轄とされることはあっても——村方と異なる取扱いがなされることは殆どない。経済的にみると、経済的な諸特権が認められ、特権問屋商人(株問屋)・諸国大名の御用商人(船宿・その他)が存在した市聚は、城下町と、町年寄及び——(或いは、)乃至は——町庄屋設置認可の町の一部との、この双方にまたがっていたが、この点については、もとより时期的な推移がみられ、またその基盤とする「商品」生産の種類・あり方によって規定されていた。このような経済上の特権的「町方」以外に、法制上農村とされ村の行政区に含まれつつも町屋敷及び町役人が公認され、商業行為が是認された、いわゆる「在郷町」が多数存在したが、結局、凡ゆる意味において「町方」という用語が妥当する特徴を備えていたのは、城下町及び町奉行設置の町のみである。以上の理由により、筆者は——暫定的ながらも——(a)城下町・町奉行設置の町を公式の「町方」=特権都市とし、更にそれ以外の広義の「在郷町」を、(b)近世初期以来領主的商品流通の拠点としての機能をも果しつつ発展して、中期までには町年寄・町庄屋が認可される程度の規模を有し、中継商業乃至は特産物の隔地間取引が基幹をなし且つ問屋(特に、近世後期における株問屋)の独占的商業活動が発達した特権的「在郷町」(法制上の準「町方」=半特権都市を含む)、(c)中期以降、特に後期に発展をみた、周辺農村の商品生産に基盤をおくより小規模の在郷町=狭義の在郷町(町役人の存否を問わない)・小規模市町集落・極小規模の市場集落、在郷商人、という二類型に分ける。その場合、後に述べるように(c)及び(b)類型は中期以降統合関係に立ちつつも、後期には(c)類型に対して経済的諸特権をもって共通の利害の上に立ち、これと対立しつつ(c)類型の「市聚」を拠点として資本主義的發展への動向が生ずるが、各個別「市聚」の機能・発展過程、及びこのような類型化の有する意味は、その成立・存立条件——1)「市聚」の生成・存立基盤としての周辺村落の構造、「商品」生産(乃至は流通)のあり方、2)「市聚」の内部構成、3)「市聚」と周辺村落との関係、4)各類型の「市聚」の地理的配置及びその相互関連、5)領主支配のあり方(藩政改革の諸施策を中心とする)——に依存し、従って地域的・时期的に変化しえたわけであり、形態としての(c)類型が等しく同様の社会・経済的展望を有していたわけではない。

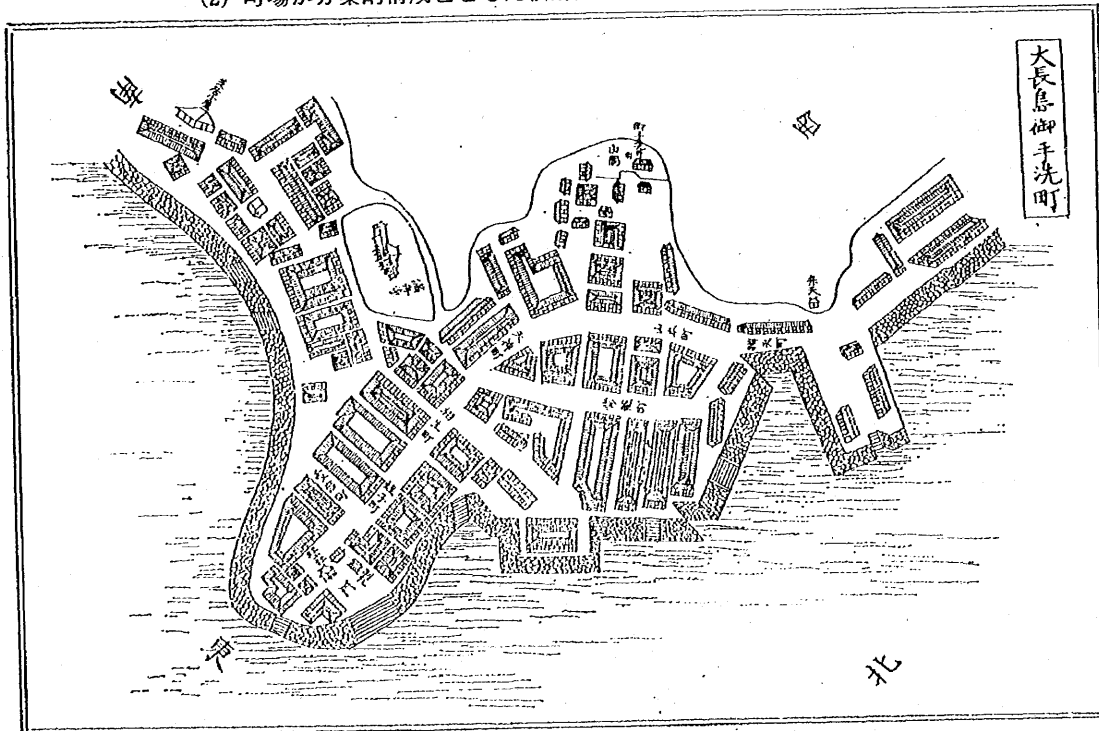
なお、上記文献のほか、荒川敏彦「近世在郷町の性格について」(芸備方史研究8号, 1954)、西村嘉助「広島藩の町について」(芸備地方史研究9号, 1954)、脇坂昭夫「近世一港町のあゆみ——御手洗町の成立と発展——」(芸備地方史研究15号, 1955)、脇坂昭夫「近世港町の構造——安芸国御手洗港の場合——」(広島大学文学部紀要9, 1956)、原田伴彦「日本封建都市研究」(東大出版会, 1957) 477~499頁、北島正元「日本の町——その研究史と問題点」、豊田武他「町」をめぐって(いずれも、地方史研究協議会編「日本の町——その歴史的構造」所収)、安藤精一「近世在方商業の研究」(吉川弘文館, 1958)、児玉幸多他「在郷町(討論)」(地方史研究協議会編「封建都市の諸問題——日本の町II」所収, 1959) 358~383頁、脇川修「近世初期先進地帯における都市と商品流通——在郷町を中心に——」(歴史学研究229号, 1959)、中井信彦「近世封建社会における商品流通史研究の課題」(同上誌所収)、八木哲浩「近世の商品流通」(掲書房, 1962) 18~163頁、後藤陽一編「瀬戸内御手洗港の歴史」(御手洗史編纂委員会, 1962)、91~92, 577頁、中井信彦「近世商品流通史研究の動向と展望」(社会経済史学27-4, 1962)、脇川修「近世封建社会の経済構造」(御茶水書房, 1963)第二章、第五章、西村・渡辺編「竹原市史」第三巻69頁、中野よし子「近世都市の成立と構造」(新生社, 1967)第五章、第七章をも参照。

第六図 (1) 街道集落型の「市聚」：恵蘇郡三日市村



(復刻『芸藩通志』第三巻 436 頁)

(2) 町場が分業的構成をとる比較的大きな「市聚」：豊田郡御手洗町



(復刻『芸藩通志』第二巻 609 頁)

第二表 文政初年 芸備 16 郡における「市聚」の諸類型

	城下町	町制認可の「市聚」		その他の「市聚」		
		内陸部	内海沿岸	内陸部	内海沿岸	
「商品」生産の盛んな地域	鉄山業地帯				加計● 戸河内	
	非鉄山業地帯		広島*◎ (三原*)◎	吉田◎ 可部◎	矢野◎ 尾道*◎ 忠海◎ 下市◎ 草津◎ 廿日市◎ 海田◎ 南下安◎	庄原○ 本郷◎ 致波◎ 和宮◎ 原木◎ 三草○ 三良坂● 上甲立○ 市○
	鉄山業地帯	(三次*)◎		西城○ 東城*●		上布野○ 新市○ 宮内○ 比和○ 三日市○ 三坂○ 小奴可○ 大佐○
あまり盛んでない地域	鉄山業地帯			甲山○	御手洗◎ 瀬戸田◎ 宮島*◎ 三津	吉舎● 川尻● 乃美● 阿賀●
	非鉄山業地帯				壬生○ 十字○ 四日市○ 白市○ 宇津戸○ 三升原○	

* 町奉行設置 — 宿駅

◎ 町場が分業的構成をとる比較的大きな「市聚」

● 比較的小規模な町並をなす「市聚」

○ 街道集落型の市聚

(復刻『芸藩通志』全三巻より作成)

(注)

1. 三次は、支藩が分封された寛永9 (1632) 年から享保5 (1720) 年までの期間の旧城下町であり、その後も諸士が在住したが、宝暦8(1758)年に至って代官支配に改められた。本表では、次の三原と共に「準城下町」とする。
2. 三原には、天正10 (1582) 年頃小早川氏が築城し、これがその後拡大補強されて、浅野氏支配下でも城守・家臣・陪臣・下僚・奉公人など千余名が配置された。しかし、法制上も実質上も城下町としての機能は有していなかった。
3. 東城町は町奉行設置の町ではないが、「浅野孫左衛門屋敷」及び「興力家中屋敷」が一街区をなしているので(第三表参照。なお復刻『芸藩通志』第三巻 214 頁)、一応この表においては*印を付した。
4. 町制認可の「市聚」のうち、*印の付されていないものは、すべて公式には「町方」でないが町年寄設置を認可された町である。
5. 「市聚」の型の分類は、一部「市町村史」によりつつも、基本的に『芸藩通志』に依拠した極く暫定的なものであり、無印のものについては判断を留保した。

内海港・津とを結んだ当時において、内陸の「市聚」の多くが「商品」集荷地として舟運の便のあるところに形成されているということである。⁽⁵³⁾更に第三に、町奉行乃至は町役人(町年寄)が設置乃至設置認可され、町場が多かれ少なかれ分業的構成をとって比較的大きな町並をなす「市聚」が港町=「町方」・「在郷町」として内海沿岸に集中しているのに対し、内陸部には一般の小規模な郷町・市町集落(同時に多くの場合宿駅)としての「市聚」が、概ね往還の両側に平行した単層の町並を形成する街道集落形態をとって簇生していること(ただし、明治初年までには、第四図には現れていない多数の小規模な郷町・市町集落が、内海沿岸地域に——宿駅としてではなく、後述のように農民的商品生産・流通の拠点として——簇生していることに注意。第八図を参照)、第四に、中世市場起源の「市聚」が内海沿岸の諸郡に圧倒的比重をもって偏在していること、をそれぞれ指摘できよう(第二表を参照)。また、備北に「市聚」が密集していることも、後に述べることとの関連で特に注目しておくたい。

ところで、これらの「市聚」は——「町方」乃至は町制(町役人・町屋敷)認可の町であるか否かを問わず——遅くとも近世前半期に形成され、文政期当時6,500余戸、5万人弱の人口を有した広島城下町や、3,000戸弱、9,000余人の尾道町、900余戸、6,000余人の三原町をはじめとして、総戸数900余戸、うち「商家四百余戸」⁽⁵⁷⁾の吉田村、873戸、4,241人——うち商売人1,374人、職工人264人、日雇浮儲人330人の三次町、600戸、1,751人の瀬戸田町、総戸数416戸、うち町内家数370戸の玖波村、総戸数262戸、うち町家147軒⁽⁶¹⁾の三良坂村、農家町家317軒、職家20軒、浮過家313軒の忠海村など、既に「商家」を中心とする相当規模の町場が多数形成されている。第三表は、『芸藩通志』によってこれらの「市聚」の文政初年における戸数と人口とを整理したものであるが、300戸以上の「市聚」が大部分を占める内海沿岸地域と、300戸以下の「市聚」が大部分を占める内陸部との、著しい対照がみられる。即ち、内海沿岸地域では27の「市聚」のうち300

注(53) 土井作治「近世大田川の川船」(芸備地方史研究27号, 1958), 同「安芸国大田川における近世川船交通の発展段階」(芸備地方史研究59号, 1965), 「加計町史」上巻559~577頁。川船の輸送物資は、中期以降、御用荷物及び城下商人の荷物から、流域農民自身による生産物の商品化へと変化していくが、同時に船奉行の支配下で有力上層農民=船主による株船仲間が形成され、商品生産・舟運の発展を制約したことが指摘されている。

(54) 『芸藩通志』第一巻105頁。

(55) 『芸藩通志』第一巻440頁。

(56) 『芸藩通志』第一巻161頁。

(57) 『芸藩通志』第二巻198, 211頁。

(58) 広島県三田市編纂委員会編「広島県三田市史料総覧」第二篇(同刊行会, 1966)155~156頁。この873戸(1,410籠)のうち、五日市町が381戸(791籠)、内町が171戸(192籠)、十日市町が321戸(427籠)であり、職業構成は百姓531籠(531人)、懸り人〔=被扶養者〕1,593人、商売人526籠(526人、懸り人848人)、職工人66籠(66人、懸り人198人)、浮過人254籠(254人、懸り人76人)と農・商が相半ばしている。

(59) 『芸藩通志』第二巻636頁。

(60) 大竹市役所編「大竹市史」史料編, 第二巻83, 145頁。

(61) 『芸藩通志』第三巻149頁。「広島県三田市史料総覧」第二篇159頁。

(62) 西村・渡辺編「竹原市史」第三巻, 史料篇(一)199頁。

第三表 文政初年 芸備16郡における「市聚」の規模

	内 海 沿 岸	内 陸 部
1,000 戸以上	広島府* (6,545戸, 49,748人)・尾道町* (2,926戸, 9,488人)・簸島* (1,028戸, 3,734人)・竹原下市 (1,334戸, 5,245人)・広 (1,559戸, 7,761人)	戸河内 (1,178戸, 4,729人) 加計 (1,153戸, 3,850人)
500~999 戸	三原府* (6,378人)・阿賀 (4,921人)・忠海 (4,189人)・御手洗町 (3,518人)・矢野 (3,417人)・三津 (3,361人)・廿日市 (2,845人)・宮原 (2,712人)・海田 (2,708人)・瀬戸田町* (1,751人)	三次町* (4,620人) 吉田 (3,300人)
300~499 戸	本郷 (2,485人)・草津 (2,155人)・玖波 (2,012人)・楠木 (1,350人)	庄原 (1,749人)・本地 (1,713人)・東城町* (1,081人)
200~299 戸	川尻 (1,463人)・吉和 (1,320人)・南下安 (788人)	稲草 (1,298人)・乃美 (1,192人)・三良坂 (1,170人)・宇津戸 (1,057人)・四日市 (1,026人)・可部町* (932人)・上甲立 (875人)・吉舎 (846人)
100~199 戸		西城町* (773人)・上布野 (762人)・大佐 (761人)・白市 (712人)・小奴可 (656人)・壬生 (652人)・市 (618人)・新市 (615人)・甲山町* (504人)・比和 (457人)
50~99 戸		宮内 (354人)・三日市 (290人)・三坂 (253人)
49 戸以下		十文字 (182人)・中山 (135人)

(復刻『芸藩通志』全三巻より作成)

戸以上の「市聚」が24を数えたのに対し、内陸部の30の「市聚」のうち23は300戸以下であり、しかも半数にあたる15は200戸以下であった。⁽⁶³⁾そして内海沿岸の町々が特に近世中期以降目覚し

注(63) 第三表の各「市聚」(所在地)の戸数・人口は、純粹の町場乃至はほぼそれに近いものの数値を表わしていると思われる広島府・尾道町・簸島(宮島)・三原府・瀬戸田町・三次町・東城町・西城町・可部町・甲山町(表中*印を付したものはこれらは、甲山町の42石余を始めとしていずれも石高の小さなことを特徴とする)などのそれを別とすれば、すべて「市聚」の所在する村方全体の戸数・人口を合算した数値である。たとえば、化政期の矢野は605戸のうち「市聚」戸数(町家)は313戸、化政期の宮原(呉)は529戸のうち359戸、化政期の御手洗は736戸のうち302戸、文政初年の玖波は416戸のうち370戸(このうち125戸は「御通行御下宿御川宿相成候分」)、文政初年の吉田は900余戸のうち400余戸、文政初年の三良坂は262戸のうち147戸、文政初年の本地は649戸のうち48戸、近世後期の加計は1,100余戸のうち「市中」100戸内外(近隣2郷を加えた「市聚」全体として、200戸内外)であり、1,100余戸の戸河内も恐らくほぼ同程度の規模であった。比率にすると、それぞれ52%, 68%, 41%, 89%, 44%, 56%, 7%, 9%(18%)であり、内海沿岸地域において「市聚」戸数の村方総戸数に占める比率(「町場」化率)が高く、従って実際の「市聚」戸数に基づいて比較するならば、このような——内海沿岸地域と内陸部との——対照は一層明瞭となるはずである。内陸部においては、三次・吉田・庄原・東城などが比較的大きな町並を形成したにすぎず、「市聚」戸数400戸以上のものは、実質上恐らく三次と吉田のみであった。後田(注)64の文献、及び「加計町史」上巻592~593頁、「広島県三田市史料総覧」第二篇159~160頁、『芸藩通志』第二巻198, 211頁を参照。

たがる相当広い市場圏を有し、「特産」や「農余」の副業的生産物及び「遠方の商人」・「他領商人」が搬入した諸商品を交易する「六斎市」や「歳市」, 「他領商人」・「奥郡」の「在郷町」及び市町の間屋・内海沿岸諸都市(「町方」・「在郷町」)の間屋商人(手代・仲買商人)による近隣奥郡「物産」の集荷及び内海沿岸諸都市の間屋商人による諸品の搬入・販売, 奥郡及び雲・石・因・伯などの諸国の産物の内海沿岸諸町に向けての流通拠点, といった諸機能の分化と重層とが, 「在郷町」及び市町そのものの規模・構成と「在郷町」及び市町一周辺農村の関係とによって, 比重を異にしつつみられた。たとえば, 文政3年当時の三次町では, 中国山脈の和牛生産を背景として年三度の牛馬市が開かれ, 「近国が牛馬夥数入込……茶店之販ひ牛馬売買之交易不少, 誠ニ近国ニ稀成市」の様相を呈する一方, 「商荷物ハ石州より格荷物並扱亭当所江売申候, 扱亭へ専ら尾道江出申候, 雲州辺商人木綿荷類多広島筋江線出シ染地類ニ相成申候, 其外諸商人看荷物多運送仕候, 広島海田辺商人奥郡江入込並雲石因伯迄も古手小間物類操出, 其外当所商人共麻多葉粉尾道江線出し候義夥敷, 馬方共年中運送交易申候」⁽⁶⁸⁾と, 「他領・他国商人」・三次町間屋・内海沿岸諸都市(「町方」・「在郷町」)の間屋商人による商品流通の拠点としての性格を明瞭に示している。また同じく文政期の可部町では, 六斎市が開かれ「此日諸方々代呂物持参売買」するほか, 「株船五拾艘, 毎日半方広島ニ川下り半方者広島ヲ登リ都而諸方之荷物運送を介理して商人の用を叶, 本地吉田両駅人馬之通路繁く, 三次御米同御鉄其外備後雲伯之出荷物石州之出荷物等, 秋ハ山県郡高田郡之御年貢津出し米悉皆当町ニ線出し, 就而者鉄扱亭其外万物之出入多く, 西者都志見庄原ニ往還通し, 日毎ニ人高荷物を運び塩杯の上り荷物ヲ負せ町中ニ者居職無数問屋商事を主業に仕候」⁽⁶⁹⁾と記されるように, 「第一に蔵物の輸送中継(および販売), 第二に周辺農村において生産され藩領域よりもかなり狭い流通範囲を有する産物の集荷・販売, 第三に山間部・周辺農村における非自給物資の販売, 第四に全国的流通にのるような領内山間部および山陰地方の特産物の輸送中継・購入販売」⁽⁷⁰⁾という四つの機能がみられた。更に, 第四表にみられる「商家四百余戸, 市聚をなし……諸貨相集りて, 当郡第一の町なり」(吉田村), 「一市聚をなし, 諸貨交易す」⁽⁷¹⁾(東城町)といった記述は, このような機能が内陸部在郷町及び相当規模の市町に広く共通するものであったことを示している。そして高田, 高宮, 山県, 沼田などの諸「奥郡」と広島とを結ぶ交通機関として, 加計及び可部を経山する大田川の舟運が特に重要な機能を果たしたことは, 既に明らかにされている通りである。⁽⁷²⁾このような中心的「在郷町」・市町をとりまく小規模市場集

注(68) 「広島県史三巻」史料総覧 158~159頁。なお, 化政期以降の松江藩における木綿市設立による木綿の集荷・他国出し」統制について, 伊藤好一「近世在方市の構造」180~195頁を参照。
 (69) 武井博明「近世後期在郷町における鉄問屋の機能」299, 307頁。可部においては, 1) 近世中期以降天保期までの間に有力町人の多くが没落する一方, 2) 多様な問屋営業を行っていた南原屋同族団6軒が, その鉄取引において天保期に広島鉄問屋への従属から脱し, 諸国鉄商人との注文取引を行う, という変化がみられたという。
 (70) 武井博明, 同上論文 307~308頁。
 (71) 「芸藩通志」第三巻 230頁。
 (72) 前出(注)53を参照。

第四表 文政初年 芸備16郡における「市聚」

郡	市聚	
佐伯郡	草津村	市聚をなして站所とす。……民産, 農商相兼る者十の二, 其余は漁者, 船運, 浮業の者多く, 船運の利益広し。
	廿日市	市聚にて駅所なり。民産, 農は僅に十分の一にて, 其余商買多く, 船運, 磯業もあり。
	玖波村	市店駅舎, 海に臨む。居民, 農商相兼る者と, 漁人山業雇夫と相半す。
高宮郡	可部町	広一町に足らず。表8町余, 北筋の要路にて, 陸途のみならず, 東南, 根の谷川, 帆待川ありて, 太田川に通ずれば, 舟運もまた便を得たり。……三次, 山県の貢米, 皆当町に出, 市口に官倉を置いて, 広島に転漕せり。又塩鉄諸貨相集りて, 交易す。居民, 商買行店を主とす。
	海田村 宮原村	官道にて駅をおき, 市聚をなせり。……居民農漁, 商買, 舟運, 脚夫の類相兼る。民十の八は農にして, 其余は漁買なり。村内に呉町あり, 其地は十の八商買にして, その余は漁者なり。
賀茂郡	下市村	東北は山岡あり, 其下市聚をひらく。市にそひて小川あり, 末は舟入の港なり。……市の広袤5, 6町。慶安のころ, 塩田を開きしより, 大に此地の生産を増し, 人民繁殖す。……市中にも本業の民あれど, 多く工商, 船戸, 塩田雇夫の類なり。
	三津村	此村は, 当郡内, 海辺にての一市聚なり。故に居民耕稼, 商買, 舟子, 獵人雑居す。
	白市村	文龜年間, 平賀保成, 村中の白山に城を築き, 麓に府市を開て, 白市と名つけしという。……今に至て, 一市聚をなせり。居民は商工相兼る。
	四日市 次郎丸村	商買逆旅等あり, 四日市は駅近なれば, 他の村里に異なり。
豊田郡	忠海村	此地はもと支封三次君の所領にして, そのかみ館舎を建られ, 誤港を鑿ち, 舟艦を置れしが, 今も遺制ありて, 海部の一聚たり。繫泊便利にして, 諸貨交易し, 農商漁吹雑居す。
	大長村 御手洗町 瀬戸田町	居民, ……町分は諸貨行店, 商売船宿舟, 農夫も雑居し, 繁園の地たり。居民, 農商漁塩運などあり。古は船千石以上20艘ありしが, 今は巨船なし。
御調郡	三原府 尾道	別一城市をなせり。……およそ城の東西, 農工商雑居し, ……戸口蕃庶す。一大市聚たり……別に市令を置いて是を治む……人家箇の如く立ちならび, 中に官道あり, 縦横に街巷を分つ……諸国往來の舟船, ここに輻湊し, 百貨交易便を得て, 富商多く, 西国の一都会なり。
	宇津戸村 市村	村内に一市ありて, 其所の者は小売をなし, 又旧く物物を業とするもあり。民産, 農を主とし, 市中のものは小買をなす。
世羅郡	甲山町	郡本にて市駅を置く。……東西一条の街市にて……民産商買と浮業の者と相半し, 農民は十の二と見ゆ。
山県郡	加計村	民, 農余に紙抄, 舟運, 山業, 又割鉄二場あり, 村中市聚をなす。
	戸内河内村	居民, 農余山業紙抄あり。又鉄冶場に近き所は, 鉄を駄送す。村中市聚あり。
高田郡	吉田村	商家四百余戸市聚をなし, 三次往還の伝舎あり。昔, 毛利元就, この地に城居せり。今込25町, 表17町, 民産, 農商相半す。又山業, 或は駄送などなして, 浮得とす。其余, 諸貨相集りて, 当郡第一の町なり。村の五竜山は実戸氏, 世々城居して, 下甲立村に至るまで, 家人の宅地なりしという。浜田往還ありて, 市店を置き, 富戸も少からず。民産, 工商浮業あり。
	上甲立村	
三次郡	三次町	其内を五日市, 内町, 十日市とわかれて。五日市は三吉広高, 天正中, 上里村, 寺戸に移城の時より町とす。長11町……内町は藩の支封, 鳳源君, 寛永中入封の時より町とす。……長3町……十日市は……三吉家, 豊敷村に居城の時より町となりしという。長8町……民産, 五日市, 内町は商買工匠多く, 十日市は耕稼の者多し。旧府の館址に就て, 廉舎を設け, 奉行を置けり。
谿三郡	吉舎村	石見路の駅所にして, 一市聚をなす。故に其民, 農を主とすれど, 浮業の者もまた少からず。
	三良坂村	此村, 石見路, 吉舎, 三次両駅の中に在て, 一市聚たり。民産, 農業と商買浮業相半す。
甲奴郡	稲草村	村中, 市聚二区あり, 民農を専とし, 市中のものは小売をなす。麻煙草の利多しとす。
三上郡	庄原村	此地, 駅所且郡本にて, 市聚をなす。居民, 農商紙にありて, 官用の奉書紙, 菅笠上品を製造し, 又塵紙なども多く地方に売る。
恵蘇郡	三日市村	市聚ありて商買相兼る。
奴司郡	西城町	居民市中は工商割鉄二所あり。市端は農夫備夫あり。
	東城町	一市聚をなし, 諸貨交易す。ここは, 浅野孫左門, 与力, 並に家士を置き, 藩の東疆を守る。
広島府		海に通じて舟運に便す, 四氏繁殖, 百貨輻湊し, 実に中州の重鎮にして, 山陽第一の都会なり。

(復刻『芸藩通志』全三巻より作成。)
 (注) 第四図にみられる「市聚」及び「小市」52のうち, 主要なもの31について括めた。

落・市場開設地は、一方では中心的「在郷町」・市町〔商人〕と結びつつ、他方近隣諸村の日常的な需要を満たしていたものと言ふことができよう。以上のように、文政初年における内陸部の「市聚」は、宿駅設置の多く街道集落形態をとる概ね 200~300 戸以下の多数の小市町集落、及び比較的大きな町並を形成する少数の「町方」・「在郷町」によって構成され、周辺農村の日常的な需要を満たした他国・他領に及ぶ相当広範囲の市場圏を有する定期・不定期の市を開設する一方、近隣の多数の市場開設地の中枢として、内海水運を介して「全国市場」と結びつく内海諸港に向けての、「奥郡」周辺農村及び出雲・石見・因幡・伯耆などの諸国からの物資集散地として機能しており、そこでは中心的な「町方」・「在郷町」問屋の集荷及び内海沿岸港町に向けての販売と並んで内海諸港の問屋商人（手代・仲買商人）及び他国・他領商人の広汎な進出・商業活動が特徴的で、在郷小商人は機能上多かれ少なかれそれに従属し支配された状態にあった。⁽⁷³⁾

これに対して、内海沿岸には西廻り航路の寄港地である御手洗町のような純粋な隔地間流通の拠点に加えて、広島・尾道・三原・忠海・竹原下市・三津などの後背地を有する物資集散地としての諸港・津・浦が存在し、諸国廻船による内海交通を介して広く「全国市場」と結びついていた。広島以下の港町は、いずれも貢租米を納入し「御登せ米」として大坂に送る、17世紀中葉以来の米蔵（浦辺御蔵）設置の場所でもあり、そのうちの下市については、同村の「下調書出帳」が文政初年の状態を次の如く述べている。即ち、「諸国之商船四時之入津仕、第一塩買船多く参り、其外諸品交易ニ付近方浦辺之諸村、予州浦島より茂常々通船仕、当所ニ而諸用ヲ介シ申候、西北ハ奥筋ヘ之通路ニ而人馬之往来多く官道江一里半斗御座候、西条（四日市——筆者）、白市ヲ始メ其外之商人常ニ交易之事多く、近辺八ヶ村よりハ塩浜薪、其外諸村より竹木ヲ持出、統而在方ニ出来申候諸色当所ヘ集リ申候、塩浜ニ遣ひ候人も多くハ在中浦辺之者に御座候、……当町生産商売人多く御座候所ニ而穀物、あいもの、端物、あら物、小間物、道具屋、八百屋物、肴類、麵類、菓子類、問屋ハ塩問屋を始メ、魚問屋、諸色問屋、仲買、在方より出来ル木問屋、諸品問屋数々御座候、其外酒造、味噌、醬油、酢、質屋、船持、諸職人、上荷中背、塩浜業、農業浮過、日雇持之者多く御座候、婦人ハ布木綿織之類織之へ仕、網ヲモすき申候、老年男女或ハ年若成者ニ而も、家業の暇ニハ綿の賃操等渡世ニ仕申候、塩浜奉公仕候者多く御座候、……月ニ三度之市日御座候、……毎月此市日ニハ町筋へ入

注(73) 後出(注)86, 105を参照。

(74) 「秘話独断」(小野武夫編「近世地方経済史料」第六巻、吉川弘文館、1970) 342頁。なお、西村・渡辺編「竹原市史」第二巻 308~309 頁。ただし、忠海の「御蔵所」設置は享保期である。

(75) 西村・渡辺編「竹原市史」第三巻 42~43 頁。文政当時の「町内」の「広狭」は、縦6丁14間、横5丁35間であった。同書 40 頁。近隣にあり、同じく「常ニ北国九州四州中国振州泉州等ノ諸廻船通船筋ニテ沙繫等致シ、何ニヨラズ船手ノ交易至テ最易ク、第一千箇類塩イハソ米穀雜穀其外竹木肥灰等交易ノ品多シ」とされた忠海の「町」は、延2丁、袤6丁27間であった。同書 151, 161 頁。「他領之船数々罷越し候得共就中伊予辺之船米多葉粉塩ほしか茶都而雜穀類何によらず積参り時々之品ニ交易する」一方、地元廻船をもって「御他領四国九州防長雲石隠岐国辺迄も鍋釜之類積参商」を行っていた矢野の「町」は、文政12(1829)年に「長サ老町三拾二間」で「老筋通」の街道集落に近い形をとっていたが、「町家」313 軒という数から推して、第二表の如く分業的構成をとる「町場」とする。荒川敏彦「近世在郷町の性格について」20, 23 頁。

集り売買仕候、塩浜ニ遣ひ候、むしろ、其外諸道具、在中農隙ニ仕候手仕事之品、諸色布木綿、木竹之類、皆々右市日持出シ申候。⁽⁷⁵⁾そして既に明らかにされているように、この——特に近世中期以降における——下市の発展は竹原塩浜における製塩業の創始・発展と密接な関連を有し、上にも述べられているように「塩買船」(諸国廻船)や地元廻船を介して全国各地との間取引関係が結ばれていた。⁽⁷⁶⁾その場合、竹原下市では次のような商人層—商品流通上の変化がみられたという。⁽⁷⁷⁾即ち、(1)まず17世紀前半~中葉には、米蔵が置かれ町年寄が認可された下市を中心とする経済圏が貢租米積出圏として上から設定され、藩領国経済の一環として位置づけられる。この時期に周辺農村に対する高利貸付・商業によって前期的資本を蓄えた初期「在郷町」(下市)商人が、17世紀中葉以降、塩田経営に進出していく。次いで、(2)元禄~享保期には、製塩業の隆盛、塩販売を主とする御用商的中継問屋商人の繁栄がみられ、塩問屋により廻船業が営まれる。周辺農村とは、主として小百姓・浮過層による塩田燃料・労働力・その他の供給を通して、擬制的共生関係(「相合持」)によって結ばれる。(3)化政期には、後背地農村における、主として農間余業形態をとる農民的商品生産(綿・繰綿・木綿、塩田用蓆など)に基礎をおく在郷小商人(「新儀商人」)が生成し、当初町問屋の下における「買占商人」の地位にあったが、やがて町外れに店舗を設けて独立の在郷商人として活動するに至る。これに対し、この時期の下市商人の中心をなした多角的な中継的商業を営む問屋層 10 軒が、藩の承認のもとに「問屋座」を設け独占取引品目を決定して対抗するが、これらに在郷商人によって下市に対する村方からの商品流通が遮断され、特権的「在郷町」・下市を中心とする経済圏は一定度の崩壊をみせる。次に、近世中期以降町奉行が設置され、法制史的にも「町方」としての位置を占めた尾道町についてみると——10 石前後の中位持高層が発展の主体をなした下市とは対照的に——寛永期には、尾道の豪商でもあり領主的地位にもあった旧毛利家臣出自の、御用商

注(76) 文政初年における下市からの塩の販路については、次の如く述べられている。

「一、塩買の客船者諸国より参り申候、摂津、播州、讃岐、尾張、駿河、其外北国筋国々より多分参り申候
一、塩積売捌場所、春夏ハ北国筋、糸魚川、今町、柏崎、出雲崎、寺泊り、新潟、荒川、庄内、酒田、加茂、本庄、秋田、能代、津軽、あしかば、青森、南部、松前、多分積参売捌申候、春秋ハ東国筋、名護屋、清水、野間津、浦川、江戸江積参売捌申候。西村・渡辺編「竹原市史」第三巻 137 頁。

ただし、この塩の販売に対しては、大きな制約が課せられていた。前出(注)24を参照。

(77) 以下、下市についての叙述は、渡辺則文「在郷町と周辺農村との関係」、同「近世在郷町に関する二、三の問題——安芸国竹原下市を中心として——」(広島大学文学部紀要 13号, 1958)、同「竹原下市の発展と町人文化」、同「日本塩業史研究」、中部よし子「近世前期における竹原製塩業の成立と発展」、畑中誠治「近世港町における商品流通の形態的推移」による。よく引用される一節は、在郷(在方)商人の進出を次のように伝えている。即ち、「近年、下野村、東野村、新庄村往還筋へ家建並び、先年と違ひ諸商人数多出来仕、専ら在方より之出荷物交易仕候故、近村者勿論奥筋より町方へ入山年々相成し甚以迷惑仕候、御承知被遊候通当町方に於ては浮過之者多分御座候得者、右体海陸交易相成し候而者必至と難決仕候……」。こうした理由により、渡辺氏は「在郷町」を中心とする商品流通を、小農生産者—in 在郷商人の利害と相対立するものとして捉えられている。ただしこの場合、下市は特権的「在郷町」に属することに注意。竹原下市の廻船業は、領主米を始めとする御用物資の「賃積」と、竹原塩浜の産塩及び北国の米・大豆・干鰯の隔地間「賃積」輸送・販売を主体として発展したが、近世後期には北国及び山陰諸港の廻船業の発達に伴って衰退を来し、産塩と塩田用燃料としての九州の石炭との隔地間「賃積」輸送・販売を基幹として、九州との隔地間運輸及び内海諸港との間の近距離の廻船業に重点を移していった。西村嘉助「瀬戸内海交通史の一節——竹原町政史料による——」(社会科教育論集 1・2合併号, 1955)。

人的な豪商の存在が特徴的であり、この10人以上の下人を用いた包括的な商業経営が——分家・下人層の独立による単婚家族の創出を通して——機能的な分化を遂げた17世紀後半から18世紀前半にかけて、小商人による近世的経営の展開・幕藩制の商品流通の拠点としての近世封建都市の成立がみられたという。そして元文期を最盛期として、18世紀後半以降、尾道の中継問屋商事は持続的な衰退に向かうが、化政期にはなお内海水運の拠点として、(1)西国諸藩の領主米・特産物の中継取引、(2)藩領——特に奥郡(三次方面——前出引用文参照)——及び近隣諸藩の領主米・特産物の積出し、などの機能を果し、町問屋・仲買層は周辺農村に藪草用金肥・他国藪草などを供給して藪・畳表の「他国」への「直売」を禁じつつ生産を前貸問屋制的に支配し、他の特産物同様「尾道表」として売却していた。⁽⁷⁸⁾最後に、「中国第一之港」、「中国無双之良湊」とされた中継商業港=半特権都市・御手洗については、次の如く述べられている。即ち、「三月頃より八月迄北国登り穀物諸色商ひ第一に仕候、九月頃より二月頃迄予州中国九州辺穀物諸色等商ひ仕候」(文政2年)、⁽⁸⁰⁾「当湊之義者……第一他国米入津仕諸色商事方其外諸取引等至迄一切御他領ヲ引受、正金銀融通方之便利至極之場所ニ而、従来下モ筋、土佐、日向、阿波、淡路、讃州辺之商船入津米不絶買積米仕候儀ニ御座候、尤夏向者北国ノ米船不絶入津仕、別而当時者売買景気付候得共、冬春之間者九州筋予州辺ノ入津米ヲ以買船並町内小売屋之間ヲ合候……」(文政11年)、⁽⁸¹⁾また「当町之儀者冬春者商事至而少く夏ニ至り北国米ヲ以年中之凌キ方ヲ過半仕居申趣、殊ニ北国船之義者……入津之節者五十艘百艘と一度ニ登り入湊申……」(天保2年)。⁽⁸²⁾この御手洗は、西廻り航路開発と同じ寛文期に町割許可となり、以後従来の「安芸地乗り」にかわる——「北国船」(「北前船」)を主とする——「沖乗り」の盛大化に伴い、急速に発展した。⁽⁸³⁾そして、化政・天保期には——上掲引用文中にみえるように——「北国船」積載の米穀を主とする他国諸商品の中継取引を基幹とし、船宿(問屋)・仲

注(78) 脇坂昭夫「広島藩における「町」の発達」(1)、同「日本における都市共同体の形成」(史学研究73号、1959)、同「近世都市成立過程に関する一考察」による。脇坂氏は近世初期の尾道の「豪商」を「初期豪商」と規定されているが、如中・隼田両氏は、17世紀前半の尾道の荷請・船問屋が、藩内領主米市場、及び伊予・内海島嶼部を含み麦・豆類を主とする商品取引圏(「初期小市場圏」)の商業に携わる存在であったことを指摘されている。如中誠治・隼田嘉彦「近世初期における加子役の成立と市場構造——備後国尾道を中心として——」(福尾猛市郎編「内海産業と水運の史的的研究」所収、吉川弘文館、1966)。

(79) 鈴木幸夫「近世後期における尾道町周辺農村の商品生産」。元文期(1736~1740)には、入港船の取引を媒介する船問屋(「船宿」)の株が定められ、取引関係も既得権=家督として固定化の方向に向ったが、元文5(1740)年に65軒存在した問屋は、文政4(1821)年には35軒に減じている。問屋間の「論船」(特定客船との取引関係の固定化に伴う顧客争奪の紛争)は、問屋組頭6、7名によって裁定された。青木茂「近世尾道町における「論船」とその背景」(尾道短大研究紀要4、1955)、後藤陽一編「瀬戸内御手洗港の歴史」145頁、如中誠治「宝暦・天明期瀬戸内諸藩における経済政策とその基盤」(歴史学研究304号、1965)25~26頁。

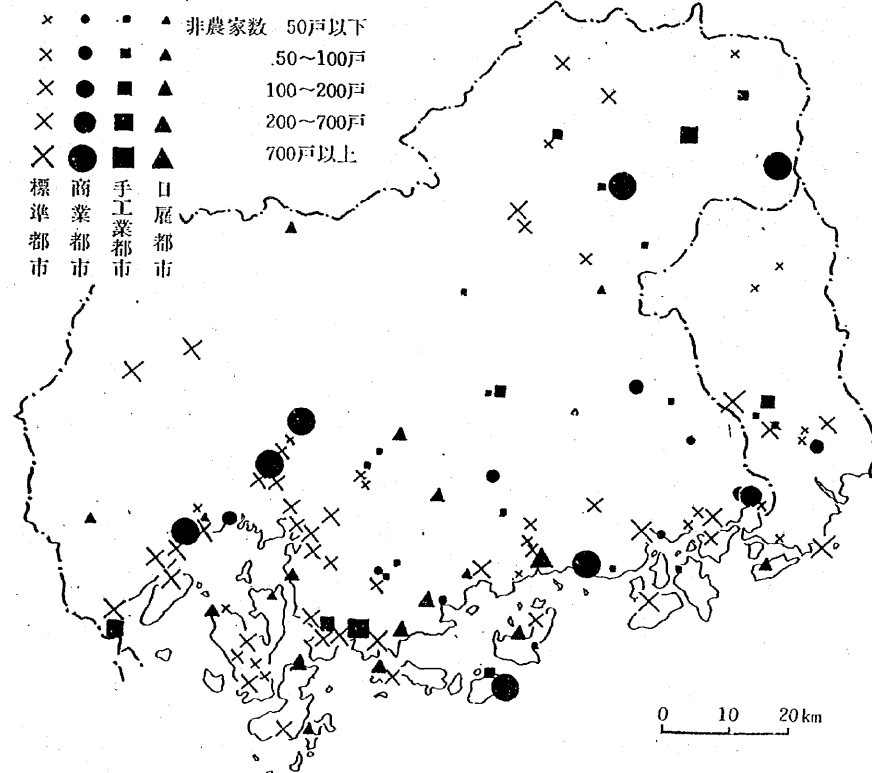
(80) 後藤編、同上書584頁。

(81) 後藤編、同上書474頁。

(82) 後藤編、同上書492頁。

(83) 以下、御手洗についての叙述は、脇坂昭夫「近世一港町のあゆみ」、同「近世尾道町の構造」、同「近世後期瀬戸内海における廻船業——藤本屋を例として——」(芸備地方史研究41・42号、1962)、同「近世交通史の問題点素描」、後藤陽一編「瀬戸内御手洗港の歴史」85~173頁による。文政9年における他国よりの買入れ商品の8割弱は、米であった。

第八図 明治初年における「市聚」の分布と機能



森川 洋「明治初年における広島県の都市とその機能」7頁、第3図。商45.5%以上が商業都市、工40.6%以上が手工業都市、日雇50.8%以上が日雇都市に、それぞれ分類されている。

買は仕入商品を町内・近辺島々及び寄港船に売却する一方、手船(自家船)乃至は町内・近隣諸村の廻船により他国に売却し、こうして仕入商品の8割が他国との中継取引に向けられていた。しかし化政期以降の御手洗の商業は衰退傾向にあり、化政期の廻船業部門においても、隣接農村において、近隣地域を対象とする1反帆の最小型船が急増し、また10反帆以上の遠距離用廻船所有者も現われたのに対し、御手洗においては3反帆以上の廻船が減少しつつあった。⁽⁸⁴⁾以上のように、内海沿岸の「市聚」は——たとえば、製塩業と共に発展した下市、中世末以来の「初期豪商」(毛利家臣)の拠点であり、町奉行のおかれた尾道、西廻り海運の盛大化と並行して中継商業港=半特権都市として発展した御手洗、という——条件の相違によってさまざまな発展過程を辿ったが、多くの中世市場起源の「市聚」を混じえつつ、文政初年において概ね300戸以上の、町奉行設置乃至町役人(町年寄・町庄屋)認可の、町場が分業的構成をとり問屋商業が発達した、多くの借家=浮過層を含む、「町方」・「在郷町」=港・津によって構成され、当時内海諸郡に広く展開した商品生産を問屋制的に

注(84) 化政期の城下町・「町方」・中心的な「在郷町」=港町における中継商業の衰退、周辺浦々(在方港)における後背地の農民的商品生産を基盤とする交易・廻船業の発達、岡山・福山・島をはじめ広く内海諸港に共通の事実として指摘されている。たとえば脇坂氏は、化政期には瀬・福山における問屋株を有する船宿=問屋による中継的商業・廻船業が衰退する一方、その特権的な流通機構を打破しつつ周辺浦々に独自の廻船業の発達がみられたことを指摘されている。前出(注)12を参照。なお、御手洗近隣の中継商業港・瀬戸内町においても、化政期には大型船が減少している。前出、第四表を参照。

支配する一方、山陰諸国及び芸備「奥郡」の領主米及び産鉄や麻苧をはじめとする諸特産物の集荷・積出しを行い、また諸国廻船——とりわけ「北国船」——との間に中継商業を行い或いは地元廻船により諸国に特産物の積売を行っていた。そして化政期までには、「町方」・「在郷町」内部で商人層の交替を中心とする諸変化がみられたのみならず、周辺農村において、「町方」・「在郷町」問屋商人と対抗しその支配を掘り崩しつつ、商業的農業・農村工業の生産者と密着した在郷(在方)商人が商品流通の主体として自立していく。⁽⁸⁵⁾

Ⅲ. 文政期広島藩の殖産興業政策と備北鉄山業地帯の特質

文政初年の芸備16郡における「市聚」及び商品生産・流通は、内陸部と内海沿岸地域とが鋭い対照をなしつつ、ほぼ以上のような様相を示していた。内海沿岸地域において、城下町・「町方」及び中心的な「在郷町」(港町)の間屋・中買商人の間屋制的支配・独占集荷機構を掘り崩しつつ、在郷(在方)商人が進出し、内陸部においても他国・他領商人の広汎な商業活動と並んで在郷小商人の進出がみられ、取引関係を主として内海沿岸の港町=城下町・「町方」・「在郷町」及び大坂問屋商人との間に結んでいた・中心的な「在郷町」及び市町を拠点とする旧来の生産地問屋=村方有力者も、地方との間に広く直接的な取引関係を結んでいくが、内陸部ではなお内海沿岸地域の港町=城下町・「町方」・「在郷町」問屋商人が広く集荷・移出を掌握していた。⁽⁸⁶⁾ スミス教授は、広島・福山・岡山藩領の18世紀初期から19世紀初期にかけての人口変化の分析を通じて、農村を中心とする「前近代期の発展」が特に城下町近くの諸郡において著しく、遠隔の諸郡では人口が減少しつつあったことを指摘されている。⁽⁸⁷⁾ 第九図(2)にはその人口変化が図示されているが、同様に「奥郡」であり、中国山脈脊梁地帯に接する鉄山業地帯であるとはいっても、芸北の山県・高田両郡と備北の三次・恵蘇・奴可・三上の諸郡との間には、明瞭な相違がみられる。筆者も以下、このような観点を、前節において検討した「市聚」—「商品」生産・流通の地域類型的相違と重ね合わせつつ、問題に接近していくことにしたい。

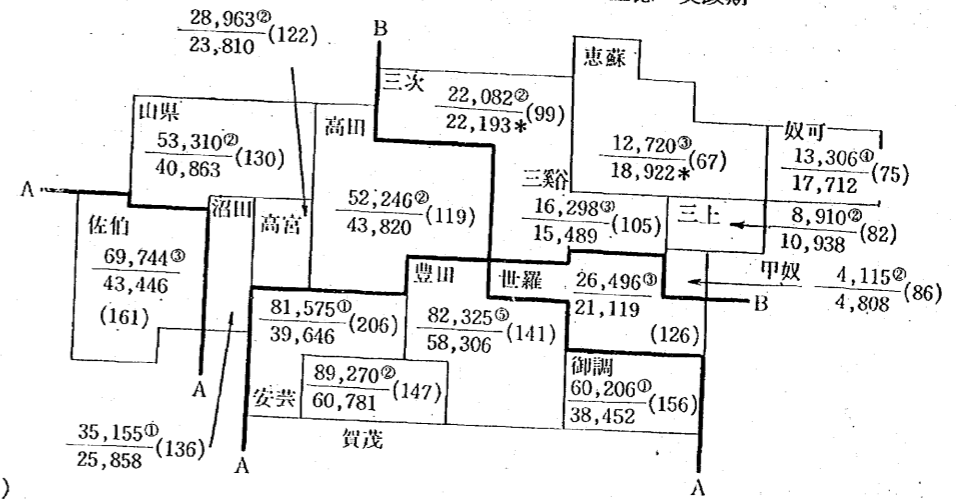
さて、『芸藩通志』の編纂者であり、化政期に三次・恵蘇両郡代官、郡廻り格、郡廻り本役など

注(85) 内海沿岸地域における小規模在郷町・市町集落の族生を示すものとして、森川氏によって作成された第八図を掲げておく。

(86) 同様に「奥郡」であるとはいっても、「商品」生産の展開度、分業・市場構造、及び地理的配置によってもとより相違がみられたが、このような市場構造を示す事例として山県郡の加計を中心とする大田庄における扱学生産を挙げておく。近世後期には、加計の「豪農」による問屋制支配と並んで多数の在郷小商人の進出がみられたが、広島及び周辺港町・他領の間屋(手代、仲買商人)による集荷活動はそれ以上に活発で、扱学取扱量の比率構成は、幕末～明治初年には前者1対後者4であったことが指摘されている。加計町役場編「加計町史」上巻457～493頁を参照。本稿においては加計地方(山県郡)についての叙述を意図的に省いたが、「奥郡」の一般的動向に関する認識は、「加計町史」上巻及び「加計町史資料」上・下巻に依拠するところが大きい。

(87) Thomas C. Smith, op. cit., pp. 136～137.

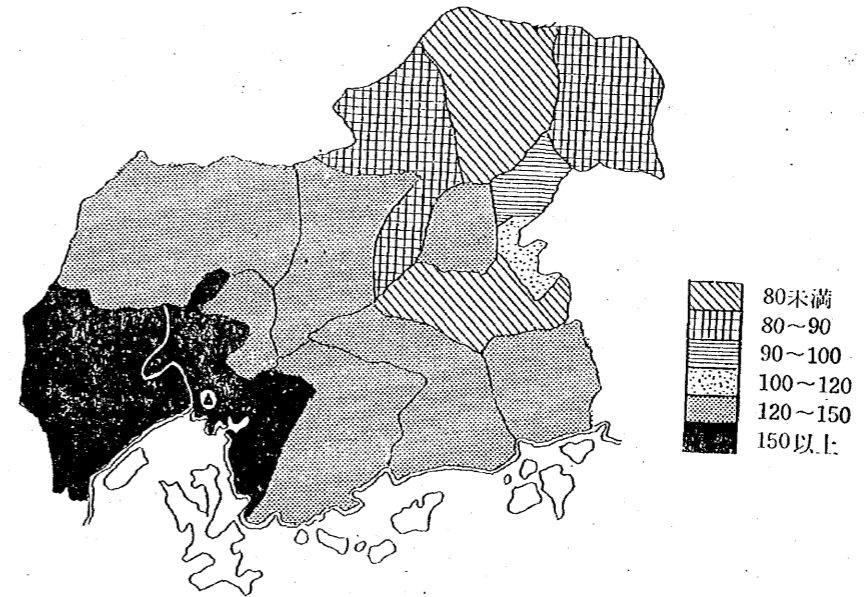
第九図 (1) 広島藩の郡別人口変化：正徳～文政期



(注)

- 1) 広島, 三原, 尾道, 宮島を除く。
 - 2) 年度は下段が*印のみ享保6年で他は正徳6年, 上段が①文政1年, ②文政2年, ③文政3年, ④文政4年, ⑤文政年間である。(正徳・享保期人口=100)
- 頼祺「朱子学者の政治思想とその実践」(『芸備地方史研究』65・66号, 1967)22頁の数値による。

(2) 広島藩の郡別人口変化：1715～1819



T.C. Smith, "Pre-Modern Economic Growth" P. 137, MAP2.
(1715年人口=100)

を務めた朱子学者・頼杏坪は、このような人口の趨勢をいち早く認識し、人口増加の著しい内海沿岸諸郡との対比において、「奥郡」の人口減少と荒廃とを鋭く指摘している。⁽⁸⁸⁾ 享保・正徳期～文政期の人口変化を図示した第九図(1)には、両地域の相違がより明瞭に現れているが、これによれば内

注(88) 頼祺「朱子学者の政治思想とその実践—頼杏坪の場合—」(下) 20～21頁。

海諸郡(佐伯・安芸・賀茂・豊田・御調)がほぼ40~100%の顕著な増加を示しているのに対し、備北諸郡(三次・恵蘇・三谿・三上・甲奴・奴可)は5~30%と停滞的であるか乃至は著しい減少をみせ、両地域の間中山県・沼田・高宮・高田・世羅など増加率20~40%の諸郡が位置している。頼杏坪は、このような人口変化の原因を、窮乏のため「奥郡」から——無主地・荒田を生じつつ——「流民」として「百姓共離散」・「流出」が行われているのに対し、「浦辺諸郡」では新田畑開墾・隠田などにより「民力厚い」「富村」が数多く生じていることに求め、「奥筋衰郡」・「衰郡貧村」と「浦辺盛郡」・「盛郡富村」という形で対比しつつ、「奥郡」から内海諸郡に向って、農民が稼ぎの糧を求めて田畑を放棄しつつ離村していることを指摘するのである。⁽⁸⁹⁾

このように、「奥郡」が「流民」創出により荒田を生じて「衰郡」の様相を強くしつつあるのに対し、内海諸郡が約100年間に40%以上、最大106%の人口増加をみせ、「民力厚い」「盛郡富村」として表現されるのは、まず第一に、「……寒多く五穀生立かた」い「山村寒郷」からなる「民産太薄」い「奥郡」と、「気候……四時和順にして雨雪少く、五穀善く熟」し、「民力薄から」ざる内海諸郡という、自然条件の顕著な相違、更にそれに規定された生産力の隔差(の増大)によるものと考えることができよう。更に第二に、内海諸郡が多様な「商品」生産を広汎に展開して多数の「在郷町」・市町の形成・発展をもたらし、それら「在郷町」・市町の外縁においては、商業的農業・農村工業の展開を基盤として、生産者と密着した新たな在郷商人の進出がみられたのに対し、「奥郡」においては鉄山業・製紙業・麻苧といった単一「商品」生産に集中する傾向にあり、宿駅として設定された多数の街道集落型の「市聚」が特徴的で、中心的「在郷町」問屋の問屋制前貸支配及び広島城下をはじめとする内海諸港の問屋商人の集荷活動が活発に行われていた、という相違を挙げることができる。しかもその場合、「奥郡」の「商品」生産物は多く第一次加工(半加工)段階で内海地域に向けて搬出されていたのであり、「奥郡」内部における加工業の展開は微弱であった。次に、『芸藩通志』の編纂から約60年後の明治9~12年における『農産表』を——適切な史料の欠如のため措置として——用いて、「商品」生産の内容の——各郡内及び各郡間の——比較検討を行うことにしたい。まず第五表により、各生産物について郡相互間の比較を行い、各生産物別の特化の度合いをみると、各生産物は地域的にかなりの集中性・特化の傾向を示しており、それは実綿・麻・製茶・葉烟草・藍葉・半紙・紙類・蘭・甘蔗などにおいて特に顕著である。そして葉烟草を別とすれば、その特化は第三図に示された地理的分布にほぼ対応した形をとっている。しかし、米の最多生産量の郡(高田郡)の生産額を100とした場合に、同じく最多生産量の郡の生産額が10以上の指数を示す生産物は甘薯・実綿・藍葉・食塩のみであり、(1)内海諸郡における木綿織を始めとする各種農村工業及び漁業、「奥郡」における鉄山業及び林業がここでは省かれており(なお、第二図を参照。運上

注(89) 頼杏一、同上論文21~22頁。頼杏坪自身は彼の言う「浦辺盛郡」たる賀茂郡・竹原下市の出身であった。前出(注)14を参照。

第五表 明治9~12年 芸藩16郡における各「農産」生産地

	米	大麦	小麦	裸麥	穀類計	甘薯	蕎麥	実綿	麻	製茶	葉烟草	菜種	藍葉	楮皮	半紙	紙類	食塩	蘭	生ろう	甘蔗
安芸郡	48.8	54.7	63.0	95.7	84.1	100.0	39.6	100.0	7.2	17.9	4.2	67.9	3.4	—	—	—	—	—	79.6	7.7
高宮郡	23.2	8.4	10.1	33.0	30.3	3.4	4.4	0.5	27.0	11.2	5.6	52.8	15.6	—	—	—	—	—	100.0	—
沼田郡	28.9	12.8	28.1	57.0	48.1	3.4	9.7	30.1	38.7	100.0	2.9	57.3	100.0	—	—	—	—	—	—	—
佐伯郡	53.5	14.1	43.5	57.2	69.3	8.2	48.9	12.8	6.7	21.1	6.1	100.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—
山県郡	60.3	9.1	8.1	20.3	59.0	0.3	33.4	—	100.0	31.0	10.3	3.3	1.0	—	—	—	—	—	—	—
高田郡	100.0	31.2	16.8	34.5	99.5	0.6	13.5	1.4	26.4	21.1	100.0	27.3	11.8	—	—	—	—	—	—	—
賀茂郡	78.3	35.7	42.8	67.6	95.6	19.1	64.0	19.3	2.1	16.0	13.4	14.5	2.1	—	—	—	—	—	—	—
豊田郡	66.5	42.0	75.6	100.0	100.0	64.9	100.0	16.3	0.2	10.2	90.4	4.9	4.5	—	—	—	—	—	—	—
世羅郡	43.9	100.0	23.4	11.4	49.2	0.0	62.1	0.3	0.3	12.2	1.2	—	0.2	—	—	—	—	—	—	—
御調郡	36.0	36.0	100.0	84.5	69.2	95.0	90.0	15.9	—	0.6	14.4	1.4	10.5	—	—	—	—	—	—	—
三次郡	25.4	38.3	12.4	0.9	27.9	0.1	13.5	0.2	52.7	4.2	6.6	2.0	7.0	—	—	—	—	—	—	—
恵蘇郡	31.0	42.4	8.1	0.4	29.4	0.0	18.6	0.1	4.1	0.8	0.3	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
奴可郡	23.0	40.0	1.4	—	22.2	—	10.9	0.0	26.1	0.0	3.9	—	0.8	—	—	—	—	—	—	—
三上郡	16.4	49.5	4.2	0.1	17.6	0.0	7.2	0.2	3.0	5.1	5.2	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—
三谿郡	23.8	58.5	11.9	2.3	25.5	0.0	15.1	0.4	9.1	4.1	2.4	—	0.9	—	—	—	—	—	—	—
甲奴郡	14.4	60.6	30.7	0.2	16.6	0.0	19.9	0.0	6.9	—	34.8	—	1.2	—	—	—	—	—	—	—
(相対比)	100.0	4.0	2.9	30.5	—	19.2	1.4	49.6	7.0	3.0	2.9	1.7	10.7	2.8	4.3	—	—	—	—	—

- (注) 1) 明治9, 10, 11, 12年「農産表」(勸業局・農務局, 明治11, 12, 13, 14年)より作成。
 2) 本表は、各生産物別に、最多生産量の郡の生産額を100とし、各郡について生産額の指数を算出し、主産地を明らかにすることを意図したものである。(生産額は4年間の平均)。
 3) 相対比は、各生産物中最多生産額を含む項目(米)の最多生産額(高田郡)を100とし、各生産物について最多生産額を産する郡の生産額を指数表現したものである。生産額は、平均単価(各年度—ただし明治12年は欠如—)について、各生産物別平均単価を求め、更にそれを平均したもの)と生産額とを乗じて算出した。

銀額は、ほぼ生産額に対応したと思われる。), また(2)文政期当時、石高から既にかなり乖離していたと思われる穀物総生産量の貢租余剰部分の相当部分が、自家消費に向けられたとしても、(3)穀類はなお相当大きな比重を占めていた(第六表(90)を参照)。そして、穀物余剰部分の比率が大きいのも、また諸特産物生産への著しい特化がみられるのも、ともに内海諸郡においてであり、「奥郡」は、

注(90) 賀茂郡兼沢村・土居家の文化期以降における日雇労働を用いた「富農」経営においては、その生産物総販売額のほぼ80%以上が米及び麦の販売収入によって占められ、主穀の余剰部分の販売が経営の基幹をなしていたことが指摘されて

第六表 明治9～12年 芸備16郡における「農産」の構成

	(A)	(B)	穀類計	米	大麦	小麦	標麦	(C)	(D)	甘藷	蕎麥	粟綿	麻	製茶	葉煙草	菜種	藍葉	楮皮	半紙	食塩	蘭	生ろう	甘蔗	(E)	(F)
安芸郡	100.0	72.51	52.90	31.90	1.40	1.10	18.50	100.0	47.09	23.38	0.78	70.51	0.60	0.68	0.15	1.81	0.40	—	—	0.66	—	0.20	0.83	53.7	80.3
高田郡	25.83	80.11	85.00	58.70	8.20	0.70	24.80	8.20	15.00	9.66	1.07	5.14	27.49	5.14	2.40	17.08	22.79	6.13	—	—	—	3.05	—	28.8	?
沼田郡	51.81	42.10	59.29	36.45	0.63	0.98	21.35	44.57	40.71	1.79	0.43	47.46	7.27	8.42	0.23	3.41	26.81	2.05	—	—	2.17	—	—	48.2	70.5
佐伯郡	64.51	64.60	73.07	54.10	0.55	1.22	17.20	36.89	26.93	5.20	2.62	24.66	1.53	2.17	0.58	7.22	0.03	8.79	16.40	1.76	—	—	29.04	34.9	68.4
山県郡	49.40	59.84	98.39	79.66	0.47	0.30	0.80	12.18	11.61	0.66	5.44	—	68.82	9.63	3.03	0.74	1.00	9.57	0.13	—	—	—	—	35.3	62.7
高田郡	78.82	100.0	92.57	82.75	1.00	0.39	8.50	12.32	7.43	1.70	2.17	8.05	17.96	6.47	28.69	5.71	11.43	18.02	—	—	—	0.08	—	46.8	68.5
賀茂郡	84.81	90.22	77.63	60.20	1.06	0.91	15.45	40.29	22.37	11.12	3.15	33.78	0.44	1.51	1.19	0.96	0.64	1.06	—	45.73	—	—	—	27.8	?
豊田郡	89.40	89.32	72.93	48.54	1.19	1.53	21.67	51.40	27.07	29.49	3.85	22.41	0.05	0.08	6.27	0.25	1.05	0.58	0.22	85.21	—	—	—	29.8	65.7
世羅郡	34.80	46.30	97.09	82.25	7.25	1.22	6.38	2.15	2.91	0.43	57.19	10.11	1.55	21.50	2.04	—	1.14	5.97	—	—	—	—	—	17.8	56.4
御調郡	70.13	58.35	60.09	33.48	1.30	2.58	23.36	58.50	39.31	37.99	3.06	19.18	—	0.04	0.86	0.06	2.15	0.03	—	26.17	—	—	—	36.5	66.6
三次郡	22.51	26.75	86.68	73.63	4.29	1.00	7.79	6.55	13.32	0.45	4.22	3.24	69.24	2.50	3.71	0.86	13.32	2.13	0.38	—	—	—	—	11.7	54.2
恵蘇郡	22.03	29.55	97.89	91.98	4.86	0.67	0.37	0.99	2.11	0.05	37.32	13.55	35.45	3.41	1.17	—	0.23	8.83	—	—	—	—	—	8.2	58.7
奴可郡	17.43	22.04	92.28	86.35	5.79	0.15	—	2.85	7.72	—	7.59	0.57	76.62	0.10	4.80	—	3.56	6.86	—	—	—	—	—	-6.3	49.8
三上郡	12.74	16.52	94.61	83.96	9.81	0.60	0.20	1.46	5.39	0.92	9.90	12.69	17.48	13.42	12.77	0.16	0.76	16.69	15.45	—	—	—	—	7.1	61.1
三袋郡	18.67	24.27	94.86	83.33	7.91	1.16	2.48	2.03	5.14	0.84	14.78	14.66	37.73	7.65	4.37	—	5.30	14.78	—	—	—	—	—	8.7	57.0
甲奴郡	12.73	15.78	90.33	73.73	12.00	4.37	0.33	2.59	9.67	0.79	15.09	0.52	22.35	—	47.47	—	5.66	7.78	—	—	0.46	—	—	67.3	82.7

(注) 1) 明治9, 10, 11, 12年「農産表」より作成。

2) (A)は、最多生産額の郡の生産額を100として、各郡の生産総額を指数表示したものである。
 (B)は、最多生産額の郡の生産額を100として、各郡の穀物生産総額を指数表示したものである。
 (C)は、最多生産額の郡の生産額を100として、各郡の穀物外生産物の生産総額を指数表示したものである。

穀類計及びD(穀物外生産物計)は、各郡の生産総額に占めるそれぞれの比率構成を示す。各生産物の項目は、穀類は穀類計の内訳であり、甘藷以下はDを100とした場合の比率構成である。(E)は、穀類総生産額に対する、穀類生産額と石高(田畝穀類)——「芸備通志」記載)との差(奴可郡のみマイナス)の比率である。(甲奴郡の高い数値は、文政期の田畑面積、「田畝穀類」、人口から推して、明治初年における行政区分の変更によるものと思われる。)(F)は、穀類総生産額(穀類総生産額—藩貢租米〔物成米・見取米・一分米・七厘米〕)の比率である。

比較的高い指数を示す大麦・麻・葉烟草・楮皮などを別とすれば、その他の生産物の指数は極めて低い。同じ『農産表』から作成した第六表によると、内海諸郡の総生産額指数がほぼ50～100であるのに対し、「奥郡」のそれは高田郡の78を例外としてすべて50以下であり、特に三次郡以下の備北地方6郡は12～22という際だった低さを示している。しかも、穀物と穀物外生産物との各郡別の比率構成をみると、内海諸郡における穀物の比率が52～77%であるのに対し、「奥郡」のそれは85～97%であり、恵蘇郡以下の備北5郡では90%以上が穀物によって占められていた。即ち、内海諸郡の総生産額の大きさと穀物外生産物の比重の高さ、「奥郡」の総生産額の僅少さと穀物の占める比重の高さ、という両地域の対照がそこには顕著にみられる。その結果、内海諸郡の穀物外生産物指数が36～100であるのに対し、「奥郡」のそれはほぼ1～12であり、特に三次郡以下の備北6郡の低さが特徴的である。このような「商品」生産の量的な、また構成上の相違こそ、文政期における両地域の対照的な様相をもたらした第三の条件であり、「奥郡」の貢租米や産鉄・扱苧などが、直接・間接に中心的「町方」・「在郷町」問屋及び内海地域の港町問屋商人の取扱「商品」として搬出されたのに対し、内海地域における多様な「商品」生産——特に農民的商品生産——の展開は、多くの「在郷町」・市町の発展、更にはその外縁における在郷商人の簇生の基盤となったのである。藩政史的側面に目を転ずると、旧来の藩営事業及び藩専売制の存続が、内海諸郡と「奥郡」との対照的な社会・経済構造をヨリ一層鮮明ならしめた第四の要因であった。文化10年に三次・恵蘇両郡の代官となり、同13年には奴可・三上両郡をも加えた備北四郡の代官に任ぜられた頼杏坪は、内海「盛郡富村」出身者の眼をもって「奥郡」山村の荒廃した状況を具に視察し、藩営製鉄業(「官鐵」)と産鉄の藩専売制(「官鉄」)、及び紙・楮の藩専売制の存在こそ、「奥郡」における農民の窮乏・流民の創出の原因であるとの認識に到達している⁽⁹¹⁾。そして頼杏坪は、「官鐵」・「官鉄」のもとでは藩財政視点が前面に押し出され、原材料(砂鉄)が他所売を禁止されて前貸により「御鉄方」に強制的に買上げられる一方、「鉄方」役人の不正が行われるため、鉄山業が衰微しつつあるので、「下方江利潤を散渡」すためにはこれを「商鐵」(民營)・「私鉄」(自由売)とすべきこと、また紙澆村々の窮乏を救うためには紙・楮の専売制を廃止すべきこと、を主張して、文化9年及び文政3年に藩に対して藩専売制廃止の意見書を提出した⁽⁹²⁾。更に、藩による「殖産興業政策」が既に軌道に乗った文政12年には、「海辺人民稠密新墾隠田等多分」存在する「豊饒郡にて新御所務御取立」て、「其十分の一を以奥郡難波村夫々相應に御年貢御免ヲ」下げるならば、「流民も……必勉々より早速立返り荒廢之田畑をも打起」すことは「眼前之儀」であるとして、奥郡と内海諸郡との貧

いる。如中誠治「幕末における藩権力と農村」8～9頁、同「危機の深化と諸階層の対応」235～236頁。

注(91) 頼杏一「朱子学者の政治思想とその実践」(上)1～11頁。

(92) 頼杏一、同上論文6～11頁。なお、前掲拙稿(94頁を参照。当時の備北三郡においては、藩営及び民營の鉄山業(鉄穴流し・鑪製鉄・鍊鉄製造)が並行して行われ、この時期以降藩営が増勢にあったが、数の上ではなお民營が藩営を上回っていた。

富の格差の是正の必要を論じている。⁽⁹³⁾ そもそも生産量それ自体が少なく、且つ圧倒的比重を占める主穀乃至は単一「商品」の生産に収斂する傾向のある「奥郡」において、その主要「物産」が持続的な藩営・藩専売制下におかれていたことは、この地域の社会・経済事情—分業・市場構造にとって決定的な意味をもつものであった。「奥郡」の主要「物産」のうち扱苧（麻苧）は終始藩の統制外にあり、また山県郡の産鉄も近世中期以降「自由売」が認められていたが、板・材木は藩政初期から、楮及び紙は近世中期以降、それぞれほぼ完全な藩専売制下におかれており、備北四郡の産鉄（「三次鉄」・「西城鉄」）も初期以来藩営によって生産されるか乃至は藩専売制下にあつて、これら諸「物産」は藩による最も厳格な統制——「生産の独占」乃至「直接的購買独占」——の対象をなしていた。⁽⁹⁴⁾ これに対して内海諸郡においても、製塩業に対し17世紀中葉以降産塩の流通が統制され塩浜年貢銀が重課される一方、実綿・繰綿の流通も近世中期以降綿（座）改所によって統制されていたが、それらはヨリ緩やかな支配であり、且つ綿糸・綿織物については、大坂の間屋と結びつつその「領外移出独占」が図られるに至るのは天保も末年以降のことである。⁽⁹⁵⁾ そして文政11（1828）年の竹原下市「間屋定法」——当時殖産興業政策を推進しつつあった藩の関与のもとで、大間屋・中間屋層の主導下に旧来の利権を成文化したものとされる——においては、米・雑穀・干鰯・実綿・楡実・蠟・茶・下り油・油粕・浜鉄浜柄・材木・乾物・野菜物などが旧来の特権的な株問屋の取扱品目とされたのに対し、扱苧・木綿・煙草・瓦・醬油・味噌・大小杉丸太・板・鍋・釜・鉄・羽かね・布物・古手などは無株問屋も扱いうる自由取扱品目とされており、畑中氏はこの後者の諸商品こそ、城下町・港町の特権的な問屋の流通機構を徐々に握り崩しつつ在郷商人が簇生する基盤となったものであることを指摘されている。⁽⁹⁶⁾

さて、頼杏坪による藩専売制廃止の建議は藩の容れるところとならず、その後の藩政の展開は全く逆の方向に向つた。⁽⁹⁷⁾ 近世後期に入ると、ひとつには江戸幕府の公役が度々少なからず課されたこと、⁽⁹⁸⁾ またひとつには——すでにみたように——従来の（領主的商品流通の拠点でもある）内海諸港＝城

注(93) 頼祺一、同上論文（下）29頁。この前年、文政11年には、三次・恵蘇・奴可の備北三郡で大規模な百姓一揆が発生している。奥村正二「小判・生糸・和鉄」（岩波新書、1973）126頁。

(94) 後藤陽一「広島藩の商業統制」（『魚澄先生古稀記念国史学論集』所収、1959）204～209頁。内海諸郡であり材木の主産地である佐伯郡では文政期前後に、また山県郡加計地方では天保10年に、それぞれ百姓腰林からの材木「他所売り」が認可されているが、流通上厳格な規制を伴った。山県郡大田筋10ヶ村の製紙業は享保期を頂点とし、以後専売制強化の過程で衰退していった。「大竹市史」史料編第二巻141頁、「加計町史」上巻408～410、461～479頁。

(95) 後藤陽一、同上論文、209～212頁。

(96) 畑中誠治「『化政期』内海地域における在方商業資本と藩権力」（歴史学研究264号、1962）、同「幕末における藩権力と農村」9～14頁、同「近世港町における商品流通の形態的推移」332～343頁、同「文政期芸州藩の殖産興業政策」（広島大学文学部紀要24—2、1965）58～60頁。ここで、鉄・羽かね（鋼）が無株問屋も扱いうる品目とされていることは、藩専売制との関連で如何に理解すべきか判断し難いが、扱苧・煙草・鉄などの「奥郡」生産物、及び木綿・布物・古手などの内海沿岸港町から「奥郡」への搬入・販売品が無株問屋も扱いうる品目とされていることは、内海沿岸城下町・「町方」・「在郷町」の特権商人による「奥郡」商品生産物の流通の掌握が、奥郡「在郷町」問屋・在郷商人による大坂・諸方への直売のみならず、これら非特権商人の進出によっても崩されつつあったことを示している。

(97) 頼祺一、前掲論文（上）12頁、（下）28頁。

(98) 広島市役所編「広島市史」第三巻（1923）5～6、9、245、259～260、288～289頁。享和元（1801）年以降幕末まで、主なものだけでも5度、21万2,600両に及んでいる。

下町・「町方」・「在郷町」を拠点とする特権的な問屋・仲買商人による——領主米及び諸国特産物の仲継商業を基軸とし、後背地村落に問屋制支配の網の目をひろげた——商品流通機構を崩り崩しつつ、在郷〔在方〕商人による——農民的な商品生産を基盤とし、生産者と密着した——隔地間の直取引が広く展開し、従って旧来の統制策をもってしてはこの商品生産・流通を把捉しえない状態に至ったこと、⁽⁹⁹⁾ これらの事情に加えて、更に天保期には凶作・飢饉にみまわれたこともあって、広島藩の藩財政は——諸藩同様——著しい窮乏を来した。このような状況のなかで、広島藩は「近年藩用多端にして、財政益々逼迫」を理由に、寛政7、享和元、文化3・10、文政3・8、天保5・9、嘉永元・4年と殆ど連続的に、それぞれ3～10ヵ年を期限として「万端敷御取締（御省略）之令」を施き、また藩士に対する御借米・土禄減率を行う一方、⁽¹⁰⁰⁾ 藩財政窮乏の根本的な原因が正金銀の領外流出にあるとの認識に基づいて、寛政期以降、特に化政～天保期にかけて、宝暦～天明期の緊縮財政から一転して、農民的な商品生産・流通の新たな発展を把握すべく一連の「殖産興業政策」を展開する。⁽¹⁰¹⁾ 既に寛政期に、藩営の養蚕・織絹・製油工場が設けられていたが、化政期に入ると移入を抑制する一方、国産——概ね農間余業形態で生産される——を奨励・移出することにより、正金銀の獲得・藩財政の好転を意図した「殖産興業政策」がすすめられた。⁽¹⁰²⁾ そのための機関として勘定所に「諸品方」（産物方）が設けられ、城下の豪商6名を御用問商人として各種国産の開発・資金の貸与を行う一方、その製品及び諸物産の買い占めと流通統制（「領内配給独占」及び「領外移出独占」）が実施され、また藩営の製陶所・製墨所が設置されている。天保末年以降には、執政首座・今中大学のもとで政策の転換が行われたことが指摘されているが、なお藩札の増発、改印札（新札）の発行に加えて「綿座預り切手」の発行も行われ、引化2（1845）年には城下御用問商人2名を「お殖し方」に任じて、濫発された銀札や「綿座預り切手」を遠郡（＝「奥郡」）にもたらして諸物品を濫買し、それを他国に転売するという方法によって、利殖が図られた。⁽¹⁰³⁾ このように藩財政の窮乏・藩政の動揺のなかであつて、殖産興業政策は城下町特権商人を担い手とし、内海諸郡における新たな農民的な商品生産・流通の把捉を主たる目的としていたが、「奥郡」はなお最後の依り所として位置づけられていた。

以上のように一方においては、ヨリ生産力が高く貢租余剰米を生ずるとともに、新田開発を行い、また製塩業のほか、綿作を始めとする多様な商業的農業及び木綿織を始めとする農間余業形態の農村工業を——藩のヨリ緩やかな統制のもとで——展開し、それを基盤として近世後期には在郷（在方）商人＝「新儀」商人が、「全国市場」＝幕藩制的流通の担い手としての城下町・「町方」・中心的な

注(99) 畑中氏は、ほぼ宝暦～天明期を画期として、広く内海諸藩でこのような変化が生じたことを指摘されている。畑中誠治「宝暦・天明期瀬戸内諸藩における経済政策とその基盤」、同「危機の深化と諸階層の対応」。

(100) 「広島市史」第三巻、5～6、8～9、241～243、259～260、290頁。

(101) 後藤陽一「広島藩の商業統制」209～213頁、畑中誠治「『化政期』内海地域における在方商業資本と藩権力」、同「文政期芸州藩の殖産興業政策」、土井作治「文政期広島藩の国産自給論と金銀増殖策」などを参照。

(102) 以下、上記文献のほか、吉永昭「近世の専売制度」（吉川弘文館、1973）152～153頁をも参照。

(103) 上記文献のほか、「広島市史」第三巻284～285頁、畑中誠治「幕末広島藩における藩政改革について」（広島大学文学部紀要27—1、1967）199～204頁。

「在郷町」=港町の特権的な問屋・仲買層への従属から脱し、周辺農村に対するその問屋制的支配を突き崩し、「脇町」を形成して在方港=周辺浦々からの直売—専売・半専売品の「協売」(抜売・私売)=直売をも含めて—をもって対抗しつつ簇生してくる内海諸郡、そのことに対応して、中世市場起源の・初期藩領国経済の拠点として設定された・中心的な港町が、相当規模の・町場が分業的構成をとる・町奉行設置乃至町役人(町年寄・町庄屋)設置認可の・近世初期以来の「町方」・「在郷町」として、奥郡からの「流民」の流入と内部及び周辺村落における階層分化とにより、多数の借家人=浮過層を擁しつつ顕著な発展を遂げる一方、近世在方市も常設店舗を備えた「市聚」=町場へと発展し、近世後期には、農民的商品生産—在郷商人による流通の拠点として夥しい数の在方小市町の簇生、及び内海交易用の多数の最小型船を有する周辺浦々(在方港)の発展がみられる内海諸郡が存在した。そして、内海諸港=「町方」及び「在郷町」は確かに一面特権問屋層の隔地間中継商業の拠点でもあったが、常時諸国廻船が入港して開放的な気分を満たされ、それが生産都市でもある場合には、経済発展を基盤とし有力問屋商人層を担い手とする学問の発達がみられたのである(たとえば有力製塩業者を担い手とする「竹原文化」)。

これに対して、中国山脈脊梁地帯に位置し、生産力低位で貢租余剰米もその他の「商品」生産の比重も低く、鉄山業・製紙業・林業といった—単一「商品」生産の形をとる—主要「商品」生産が藩営乃至藩専売制下におかれた内陸「奥郡」山村、特に備北地方においては、近世後期ともなれば他国・他領商人と直取引を行う多数の在郷小商人が盆地部分を中心として分出しつつも、城下町・内海港町問屋商人及び「奥郡」の少数の「町方」・「在郷町」・中心的市町を拠点とする町問屋・村役人=「郷豪」層(頼杏坪)⁽¹⁰⁴⁾によってその成長が抑止され、それに対応して—少数の・特産物生産を基盤とする歳市及び定期市は、他国・他領に及ぶ市場圏を有して「旅人」=他国商人が参集して開催されたもの—「市聚」の「町場」化率が低く、近世初期に開催許可された多数の定期・不定期の市が、「郷豪」=問屋商人による問屋制前貸に基づく「商品」集荷の補完を重要な機能のひとつとして、第一義的重要性をもって存続する一方、「市聚」の多くが宿駅として設定された街道集落形態をとっていた。

近世における広島藩の藩領経済及び藩政(経済政策)の動向を究極的に規定したものは、内海諸郡と内陸「奥郡」とが—それぞれの内部で変貌を遂げつつも—このように明瞭に対照的な構造をもって構成した両地域間の関係、社会的分業の編成のあり方であったと考える。⁽¹⁰⁵⁾鉄山業(特に基幹=製鉄部門)は、この内陸「奥郡」において藩営として、或いは藩と「共生関係」に立つ有力鉄師=「郷豪」層により、独特の労働組織・編成をもって営まれ、「奥郡」山村社会を生産基盤としてその

注(104) 頼杏一、前掲論文(下)24~26頁。

(105) 基本的にはこのふたつの地域類型に集約されるが、筆者は、内海諸港にヨリ近く「商品」生産が比較的発展して多数の在郷小商人の分出がみられる山県・高田両郡—それは正徳~文政期に20~30%の人口増加がみられた地域でもある(第八図(1)を参照)—は、同じく「奥郡」であり鉄山業地帯であるとはいっても、備北地域とは別の「中間地域」として捉える必要があると考える。しかも、山県郡の鉄山業の圧倒的部分は民営であった。

上に聳立していたが、鉄山業はそのことによってその生産基盤及び産鉄市場構造を規定された反面、互いに因となり果となりあって、上にみたような「奥郡」の社会・経済構造の構成要因として作用した。近世鉄山業の基幹部門が一面顕著な発展・変化を遂げつつも、同時にその資本・労働関係、生産基盤における構造的な停滞性の存続が指摘される理由としては、鉄山業それ自体の技術的な、⁽¹⁰⁶⁾また社会的な条件をも含めて、さまざまな要因を挙げることができるが、鉄山業をとりまく以上のような社会・経済事情が疑いもなく有力な要因として作用していた。この意味において、借地農鍛冶工が酪農・牧畜業との農工兼営形態—主穀作の比重が高く且つ農業が停滞乃至衰退傾向にあり、⁽¹⁰⁷⁾「株小作制」・「牛小作制」による和牛の主産地をなしていた内陸「奥郡」との相違—で長期間鉄加工業に従事し、更に、かくすることによって、貧富の隔差の少ない広汎な「民富」の形成を推し進め、それを踏まえた鉄製品取扱商人として資本を蓄えつつ製鉄業に進出していくという小生産者型の発展が産業革命期にかけてみられたイギリス(イングリッド北部、ミッドランズ—「リーズ、ハリファクス、シェフィールド、パーミンガムおよびウルヴァハンプトンの諸製造業が、自然に、いわば自分たちの力で成長した。こういう製造業は農業の子孫である。」[アダム・スミス、水田洋訳「国富論」(上)、河出書房、1965、341頁])とは、明瞭な類型的相違を示している。⁽¹⁰⁸⁾(経済学部助手)

〈追記〉甚だ拙い論稿であるが、学部のゼミナール以来御指導いただいている中村勝己先生をはじめ、諸先生方の御指導に負う所甚だ大であることを付記しておく。

注(106) 前掲拙稿(2)85頁を参照。

(107) 内藤正中「中国山脈の和牛」(地方史研究協議会編「日本産業史大系」7、中国四国地方篇、東京大学出版会、1960)。

(108) 拙稿「デヴィッド・ヘイ著『シェフィールド地域の農村鉄加工業者』(三田学会雑誌67-9、1974)を参照。

(補注) いま、仮に明治9~12年の「農産表」の数値を用いるならば、表にみるように正徳期において「奥郡」(三次郡以下5郡)は1人当り穀類貢租余剰部分がほぼ0.5~0.8石、1人当り総生産額が4.5~5.5円であり、内海沿岸諸郡(安芸・佐伯・賀茂・

第七表 郡別1人当り穀類貢租余剰部分及び総生産額

	正徳6年		文政初年	
	穀類貢租余剰部分	総生産額	穀類貢租余剰部分	総生産額
安芸郡	1.411石	11.603円	0.686石	5.639円
高宮郡	—	4.994	—	4.101
沼田郡	1.089	9.218	0.801	6.780
佐伯郡	0.904	6.830	0.563	4.255
山県郡	0.751	5.562	0.576	4.263
高田郡	1.288	8.275	1.080	6.940
賀茂郡	—	6.419	—	4.370
豊田郡	0.933	7.054	0.661	4.996
世羅郡	1.090	7.580	0.869	6.042
御調郡	0.994	8.391	0.635	5.359
三次郡	0.562	4.668	0.565	4.691
恵蘇郡	0.757	5.355	1.127	7.965
奴可郡	0.518	4.526	0.690	6.025
三上郡	0.816	5.360	1.001	6.580
三谿郡	0.780	5.546	0.741	5.270

(注)1. 各年度の人口は、第九図(1)の数値による(同図の注を参照)。

2. 穀類貢租余剰部分及び総生産額は、両年度とも明治9~12年の数値を用いて算定した(第五、第六表の注を参照)。

3. 明治初年に行政区画の変更があったと思われる甲奴郡を除く。

豊田(御調)はそれぞれほぼ0.9~1.4石及び6.0~12.0円であった。そして山県・高田・高宮・沼田・世羅の諸郡は各0.8~1.3石、5.0~9.0円で中間地域をなしていた。これらの数値は、正徳期における各郡生産力の潜在的な可能性を示すものである。これに対して文政初年においては、「奥郡」は各0.6~1.1石、5.0~8.0円、内海諸郡は0.6~0.7石、4.0~6.0円、中間地域が0.6~1.1石、4.0~7.0円であった。即ち、正徳期以降の人口変化の結果として、文政期には「奥郡」では恵蘇・三上郡など1人当り1石以上の郡が生じており、穀類貢租余剰部分も総生産額も、1人当りにすれば「奥郡」において寧ろ高い数値を示している。人口増加の上限は、ひとつには生産総額の絶対値の大きさに規制される。また、この表には現れていない諸生産物が内海諸郡では藩の緩やかな統制のもとにあったのに対し、「奥郡」においては藩営乃至藩専売制下におかれていた。しかし、文政期当時「奥郡」の人口がなお内海諸郡に向って流出しつつあった背景には、経済外的な要因が作用していたとみなければならない。